

久喜市議会

平成30年9月定例会

市政に対する質問通告

第1日目	質問予定議員(発言順)
9月7日(金) 午前9時～	① 平間 益美 議員 ② 田村 栄子 議員 ③ 田中 勝 議員 ④ 杉野 修 議員 ⑤ 長谷川 富士子 議員 ⑥ 斉藤 広子 議員
第2日目	質問予定議員(発言順)
9月10日(月) 午前9時～	① 園部 茂雄 議員 ② 石田 利春 議員 ③ 渡辺 昌代 議員 ④ 丹野 郁夫 議員 ⑤ 新井 兼 議員 ⑥ 岡崎 克巳 議員
第3日目	質問予定議員(発言順)
9月11日(火) 午前9時～	① 盛永 圭子 議員 ② 大橋 きよみ 議員 ③ 貴志 信智 議員 ④ 春山 千明 議員 ⑤ 宮崎 利造 議員 ⑥ 川内 鴻輝 議員 ⑦ 井上 忠昭 議員
第4日目	質問予定議員(発言順)
9月12日(水) 午前9時～	① 平沢 健一郎 議員 ② 成田 ルミ子 議員 ③ 並木 隆一 議員 ④ 川辺 美信 議員 ⑤ 鈴木 松蔵 議員 ⑥ 猪股 和雄 議員

目 次

【第1日目 9月 7日(金)】

① 平 間 益 美 議員	1
② 田 村 栄 子 議員	2
③ 田 中 勝 議員	4
④ 杉 野 修 議員	8
⑤ 長谷川 富士子 議員	10
⑥ 斉 藤 広 子 議員	12

【第2日目 9月10日(月)】

① 園 部 茂 雄 議員	15
② 石 田 利 春 議員	15
③ 渡 辺 昌 代 議員	18
④ 丹 野 郁 夫 議員	19
⑤ 新 井 兼 議員	21
⑥ 岡 崎 克 巳 議員	23

【第3日目 9月11日(火)】

① 盛 永 圭 子 議員	24
② 大 橋 きよみ 議員	25
③ 貴 志 信 智 議員	26
④ 春 山 千 明 議員	28
⑤ 宮 崎 利 造 議員	29
⑥ 川 内 鴻 輝 議員	30
⑦ 井 上 忠 昭 議員	32

【第4日目 9月12日(水)】

① 平 沢 健一郎 議員	36
② 成 田 ルミ子 議員	37
③ 並 木 隆 一 議員	39
④ 川 辺 美 信 議員	40
⑤ 鈴 木 松 蔵 議員	41
⑥ 猪 股 和 雄 議員	42

【第1日目 9月 7日（金）】

① 平間益美 議員

1 学校給食費の負担軽減について

6月議会でも市長は、学校給食費の負担軽減については子育て支援策の一つとして有効であるという認識を抱いている。久喜市で実施した場合の経費や、他の子育て支援策とのバランス等について速やかに検討に入りたいという答弁であった。そこで以下現在迄の検討内容について伺う。

- (1) 支援内容について伺う。
- (2) 実施はいつから行うのか伺う。
- (3) 具体的スケジュールについて伺う。

2 小中学校校舎雨漏り対策について

昨年の6月議会、11月議会でも対応を求めた。児童生徒の授業や学校生活に支障を及ぼすような、緊急性の高い雨漏りについては早急に対応していきたい。今後も個別に状況を見極め計画的に対処していきたいという答弁であった。

そこで以下伺う。

- (1) 前回は伺ったが、11月議会以降平成30年8月までの雨漏り状況を伺う。
 - ア 小学校の状況を伺う。
 - イ 中学校の状況を伺う。
 - ウ 緊急の対応を取った学校はあったか伺う。
- (2) 個別に状況を見極め計画的に対応していきたいという事であった。前回早めに対策が必要な学校として、久喜東小、江面第二小、太東中の体育館、そして本町小学校の校舎を上げられていたが、4つの学校に対してその後の取り組み、今後の計画について伺う。
- (3) その他、雨漏りがあった各地区の小中学校の対応について計画を伺う。
- (4) 対象となっている全ての小中学校の改善に向けて、教育委員会として、今後どのように取り組んでいくのか具体的計画について伺う。

3 市道鷺宮414号線・市道久喜2071号線の拡張工事について

当該地域は最近新しい商業施設や、スーパーの営業によって交通状況が大きく変化している。しかし、現状は車の退避所が2カ所設置してあるが、道路幅などは変更がない状況にある。28年11月議会での質問では、拡張工事については賛否両論、様々な意見があり、意見の集約や合意形成を図ることが難しい状況にあるという事であった。以下伺う。

- (1) 最近の当該地域の交通状況をどのように認識しているか伺う。
- (2) その後の地元との話し合いの進捗状況を伺う。
- (3) 今後の市の計画を伺う。
- (4) 日ごろ自転車、徒歩で利用されている方に伺うと、交通量が増えている。道が狭いため車の通過を待たざるを得ないし、危険な状況だという事である。不幸な事故が起こる前に自転車、歩行者専用の道路の設置が必要であると考えますが如何か。

4 市内に公共トイレの設置をについて

前回の質問で市内公園に公共トイレの設置を要望した。しかし、市街地にある小規模な公園については管理面での課題や防犯上の観点から設置は考えていないという答弁であった。質問の後、市民の方から、市内（栗橋地区）七福神・八福神巡りを皆で行った際、一番困ったのはトイレがないことであった。少なくとも観光散策をするような場所、あるいは途中でトイレを設置してほしいという要望が寄せられた。そこで伺う。

- (1) 市民だけではなく市外からも、名所旧跡を巡りに久喜市を訪れる方も多と思うが、担当窓口には、トイレの問題について要望や苦情は届いていないか。
- (2) 設置要望の連絡を頂いた方は、散策先のお寺でトイレの使用をお願いしたら断られたという事であった。市として、案内をしている場所にトイレ使用の申し入れなどをすることは考えていないか。
- (3) 商工観光課や、教育委員会ではいくつものマップを発行している。具体的に調査をしながら作成したと思われるが、マップ作成の調査過程においてトイレの必要性を感じる箇所はなかったか伺う。
- (4) 今後も多くの市内外の方に市内散策、名所旧跡を巡っていただき、久喜市に足を運んでいただくことは必要である。また、ウォーキング、ジョギングは身近な運動として、健康維持として若い方から高齢者の方までが行っている。公園にトイレ設置は有効な手段と考える。建設部は観光担当部署との連携で、公園、あるいはルート上に設置の検討をするべきと考えるが如何か。

5 オスプレイの飛行について

横田基地にオスプレイ 5 機が配備されることが発表され、関係自治体の長からも遺憾の声が出ている。欠陥が指摘され、事故が多発しているオスプレイは加須市でも飛行が確認され、市民の不安が広がっている。そこで以下伺う。

- (1) 久喜市でオスプレイの飛行は確認されているか伺う。
- (2) オスプレイに関して不安を持つ市民のために、相談窓口等を設置すべきと考えるが如何か。
- (3) 近隣自治体と協議し、防衛省にオスプレイの横田基地への配備中止を申し入れるべきと考えるが如何か。

② 田村 栄子 議員

1 済生会栗橋病院の今後は

- (1) 今年 7 月 10 日全員協議会報告後の久喜市と済生会栗橋病院との協議の状況を伺う。
- (2) 本市は、済生会栗橋病院の現在地で存続（移転白紙撤回）と第 3 次救急（救命救急センター）開設を従来から主張しているが、現実には必ずしもその方向にはないようである。その阻害要因を市はどう捉え、その対策をどう考えているかを伺う。
- (3) 久喜市からの済生会栗橋病院への財政支援は病院側が第 3 次救急開設を目指すことを前提に行うことになっている。なぜ第 3 次救急が必要なのか、経緯と理由を伺う。市民ニーズとの兼合いはどうかを伺う。
- (4) 市民は済生会栗橋病院に外来診療ができる病院を望んでいる。市長は「地元住民の声を大事にする」とあるが、市民の要望をどのように受け止めるのかを伺う。
- (5) 仮に同病院の本体部分が加須市に移転し、現在地（栗橋地区）に一部機能を残すことを前

提にした場合、久喜市の地域医療の確保と進展のために、現在地の再整備の望ましい姿を、具体的に示して頂きたい。

- (6) 病院側は地域包括ケアシステムの実現にも久喜市からの相当の支援が必要との見解を示している。久喜市は栗橋地区の医療確保の点からも支援を行わないと病院本体のみならず「一部機能」まで失うことになりかねない。市の見解を伺う。

2 久喜市の組織編成後の検証は

- (1) 久喜市役所は平成 30 年 4 月 1 日から新行政組織でスタートした。市内 3 支所と本庁の組織を部分的に統一し、合理化により細身になった。このスリム化はサービスを提供する側とされる側の双方にメリットがあれば、大変好ましいものである。しかし、まだ新組織での実績は少ないが、市民からは利便性の悪さの声が多く上がってきている。すなわち合併後ほとんどの部署が本庁に移動したため、相談事が気楽にしにくく、親身になってもらいにくくなったという声が多い。その上、本庁舎まで遠く「交通手段がない」と訴える人も多いのは事実である。市はどう考えているか。
- (2) サービスを受ける側の不便さを解決する方法の 1 つに各支所に出前窓口を週 1 回置くことは如何か。

3 防災への取り組み

異常気象による豪雨や竜巻、多発する台風、突然くる大地震からの防災対策をどうするか。久喜市の住民に対して災害が差し迫ったときに的確な情報を出すことが喫緊の課題である。一般的な対策ではなく久喜市の地域特性に合った対策が必要と考えられる。

- (1) 久喜市の職員のなかで防災を専門とする質の高いスペシャリスト例えば、防災士等を養成すべきではないか。
- (2) 各支所にスペシャリストを配置することを提案するがいかがか。
- (3) 災害時では縦割りの組織の壁を越えて、組織間の連携をスムーズに行う必要があるが、如何か。
- (4) 防災無線で危険を知らせても、危険度の言葉の意味が誤解されていることが多いようである。
そこで最低限必要な身を守る「わかりやすいリーフレット」、例えば、文字を大きくし、イラストだけでも意味がわかるものを保存版として配布してはいかがか。
- (5) 避難情報の確実な伝達が必要である。年配者や災害弱者などは防災無線が聞こえにくく自主避難が遅れる場合がある。市や消防署の広報車による放送案内も条件によっては制限される場合もあると考えられる。市としてはどのような対処を考えているか伺う。

4 高齢者大学の今後の進め方は

- (1) 高齢者大学は久喜市立の 4 年生大学で、受講者にとって、生き甲斐の場である。現在、中央公民館が主に当大学の会場になっているようだが、教室の確保と駐車場の不足に問題があると言われている。また、受講者からカリキュラムの改善を求める声がある。受講者により良い環境を提供すべきではないか。市の考えを伺う。
- (2) 各地域から通う受講者の利便性を考えると、当大学の場所は中央公民館以外の他の地区の公民館等も考えられないか。
- (3) カリキュラムに各地区の文化を取り入れてほしいとの意見がある。受講者の声も反映すべきではないか。市の考えを伺う。

- (4) カリキュラムの中で音楽を例にとれば、各地区の民謡などがあり、栗橋地区には栗橋音頭、南栗橋音頭がある。この音頭は地元の人が土地の風物詩を読み、曲をつけ、祭りで踊ることで文化を引き継ぎ、広めようとしている。これらを当大学で取り入れることは如何か伺う。
- (5) 音楽の歌の部門では地元の作詞家（高橋郁）、作曲家（下總皖一）の作品も取り上げるようにすれば、文化の伝承にも役立つのではないかと。如何か。

③ 田 中 勝 議員

1 AED（自動体外式除細動器）に関する啓発イベントの実施について

(1) 久喜市とモラージュ菖蒲との包括連携協定について

久喜市においては、平成28年に選挙に係る住民サービスを更に向上させるため、市内の商業施設であるモラージュ菖蒲とクッキープラザに関して期日前投票所に関する協定を締結した。そして、締結以降は現在に至るまで、選挙ごとに期日前投票所の設置をしている。純粋な商業施設の中に期日前投票所を設置するということは、埼玉県内の自治体で初の試みであり、選挙に係る住民の利便性を高めるだけでなく、投票率の向上を目指した先駆的な事業と高く評価する次第だ。そして更に、久喜市とモラージュ菖蒲においては「期日前投票所の設置以外にも、商業や観光の振興、防災など、様々な分野で包括的に連携する協定」ということになっている。協定を締結してから2年以上が経過しており、この趣旨にもとづく事業としてAED（自動体外式除細動器）に関する啓発イベントの実施を求める次第である。AEDについては、あえて申し上げるまでもないが、今や公共施設だけではなく、デパートや駅、映画館やコンビニエンスストアに至るまで、多くの施設等に設置されている。そして、AEDの機器もその用語と共に、人々に広く認識されているところである。しかしながら、その一方で、使用ということになると「使い方はもとより、AEDの中身そのものをご覧になったことがない」という方が圧倒的に多く、「いざ」という時に十分に使われない、使いこなせないのが現状である。このことは、「日頃AEDを使用する場面がめったにない」ということもあるが、勤務先などでの講習会等を除くと「使用方法を学ぶ機会が少ない。具体的に学ぶには、自らの意思で近くの消防署に申請しなければならない」ということが、一因になっていると考えられる。そこで、不特定の方が係わってくるAEDについての啓発イベントを、不特定多数の方が集まるモラージュ菖蒲において行うことは、極めて効果的なのではないかと考える。具体的な方法についてだが、滝のコート前のイベント会場において、芸能人のライブが定期的で開催されている。そして、近年の盛況は著しく、特に人気タレントの出演の際は、優先整理券（1F・椅子80名、立見180名）が配布され、1階はもとより、2階・3階から観覧の輪が広がり、大勢の老若男女が楽しまれている。この人気芸能人（芸能プロダクション）とモラージュ菖蒲（CRT菖蒲）と久喜市とで契約を結び、芸能活動に併せてAEDの啓発活動を実施して頂く。人選については、先方の了承を得るまでは、公表することは出来ないが、次の要素を持つものが適任と考える。「明るく清潔感と知的センスと心身共に健全性に溢れ、モラージュ菖蒲のイベントに定期的に出演している芸能人」である。この事業を実現するには、高いハードル（契約・著作権・所管の許可・予算等々、未知の制約）を越えなければならないと考える。

しかしながら、実現した場合、社会的にも大いに意義があり、三者ともに得るものが多だと考える。従って、この事案について所見を賜る。

2 水と緑の田園都市構想

(1) 清久公園の大池と西池周辺の環境保全について

表題については、平成27年(9・11月)同28年(9月)同29年(9月)同30年(2月)に連続して取組んでいる。質疑の概要は、釣り堀廃止(平成28年3月31日に閉鎖)に係る問題として、「樹木の剪定や植込みの刈込」・「土手に生えた実生の木の伐採」・「棧橋を留める棒の撤去」・「調整池の水位の調整」そして、その他「路肩の雑草繁茂と土砂及び枯葉の堆積」・「不法駐車(特に大型車)とごみのポイ捨て」等々である。この結果「散策路の改善」や「樹木の剪定や植込みの刈込」等が実施され、見事に綺麗になった。しかしながら、気になる事案が残る為、改めて伺う。

ア 大池周辺の環境保全について

(ア) 平成29年9月議会にて、棧橋を留める棒の措置について伺っている。答弁は「クレーン付きの台船が必要になり、多額の費用が掛るため、撤去を行わない」とのことだ。では、いつまで残すつもりか…? 現世代の負の遺産を、次世代に残すことは誠に遺憾。また、この発想は理解出来ない。よって、見解を賜る。

(イ) 大池通り側の「緑地・花壇・散策路・駐車場」等々が綺麗に整備された。しかし、西側の3号緑地には、剪定された枝が山積され、景観上にも衛生上にも好ましくない。大事なことは、見える場所より、見え難い場所を確り管理することが重要だ。清久公園は、現在計画されている「本多静六記念、市民の森・緑の公園と一体的な緑地構想の実現」と聞く。しかしながら、現状のままでは、遠く及ばない。目前にある計画を見据え、強い気持ちで取組んで頂きたい。従って、ご決意を賜りたい。

イ 西池周辺の環境保全について

(ア) 調整池を安全面(事故・犯罪)で捉えた場合、池が見易いことが重要だ。この観点で平成27年と同29年に「ノリ面に自然に生えた実生の木の伐採」を求めた。答弁は「伐採する」であった。しかし、いつまで経っても実施した形跡が見られないため、平成30年2月議会で確認したところ「西池には整備する際、植栽されたので伐採しなかった」である。このことから、現状は、ほとんど水面が見えない状況だ。そして、計画的に植栽された樹木と思えない多様に繁茂している。このままでは、安全面はもとより、護岸に悪影響を及ぼすのでは…と、懸念する。もう一度、現地調査を行い、対応策を求める次第である。如何でしょう。

(イ) 平成27年の質問で、西池から備前掘川に沿って、市道久喜1029号線と同1030号線の大型車の駐車とごみのポイ捨てについて質している。質疑の概要は、駐車を締め出すのではなく、久喜菖蒲工業団地の様に合法的に大型車の駐車枠を定め、全日駐車可することも工夫次第で可能とご提案申上げている。しかしながら、釣り堀廃止後のポイ捨てについては、悪化していることから、改選前の平成30年2月議会に対応策を求めている。これが反映され、当局による啓発看板の設置、久喜市清久工業団地連絡協議会加盟企業による清掃活動が実施されている。この様にご尽力頂いている。にも、かかわらず、である。一向に改善される兆しが無い。この悪質なマナー違反については、一歩踏み込んだ対応策が求められる。具体的には、警察に対し、「駐車禁止の交通規制」を求

める等、強い姿勢で臨むことが重要だ。この事案について、ご所見を賜る。

(ウ) 道路や歩道に土砂と枯葉の堆積と雑草の繁茂についてご指摘申上げている。今年に入ってから間もなくの頃と記憶するが、西池の旧釣堀入口前の工事（側溝の土砂の除去）を見かけた。工事は短い距離だったが、側溝には、土砂がほぼ満杯だ。一方、当該地の周辺は、多少の降雨でも水溜りが発生する。これを鑑み、周辺の側溝の土砂の堆積具合を調査することも必要と考える。従って、調査の必要性についてお示し願う。

ウ 野球場の改造について

本市に位置する清久工業団地と久喜菖蒲工業団地は、共に大規模な公園が設置され、水と緑のバランスの整った良好な環境空間を醸し出している。これは、近隣に類を見ない工業団地であり、市民の誇りとするものである。特に清久公園については「市営」ということ。そして、樹木が多いことで愛着も一入だ。1期4年の間、執拗に取組んで参った訳は、「将来のため、働く環境空間の更なる進化を願うから」に、他ならない。

さて、公園の大池・西池・桜並木等の景観は、誠に素晴らしい。特に野球場がある園内に入ると、高木・中木・低木・緑地空間等の手入れが行き届いており、ほっとする空間を醸している。この野球場を公式ソフトボール球場に改造することを提案する。理由は、公式ソフトボールがないこと（全国的に）である。先般、女子の世界選手権が開催され、見事準優勝した。しかしながら、球場は、公式野球場を暫定改造したものだ。次のオリンピックで公式種目に採用された今、ソフトボールが熱く注目されている。市内の中・高校生の部活動の育成や健康長寿を目指すシニア世代（本市のチームが全国大会に出場）にご活用頂くため、清久公園野球場を公式ソフトボール球場に改造することをご提案申し上げる。従って、その実現性をお示し願う。

(2) 太鼓田公園に残された課題

太鼓田公園については、平成27年（9月）と同28年（6月）に取組んでいる。質疑の概要は「1. 6haの敷地に駐車場と小高い“ぼっち”があるだけで、利用者もなく、公園と言うのはおこがましく、単なる場所に過ぎない」と指摘（H・27・9）。対する答弁は、「平成25年3月に都市公園として供用開始した。調整池の水面を見下ろす緩やかな芝生の丘を有し、緑の憩いの場として市民の皆様にご利用頂いている。今後については、これまで通り開放的な緑の公園としてご利用頂くよう管理する」である。そして、翌年の28年6月議会で「ここは原っぱではない。公園として位置づけられている。その公園に木が一本もないのは信じがたい。また、先般のお答えで芝生の丘という表現があった。だが、これは嘘だ。近い将来芝生にして植樹を行うと良きに解釈して反論もしなかったが、公有財産の活用を怠った場合、行政の怠慢」と指摘している。対する答弁は、「これまで通り、調整池の水面を見下ろす敷地内の丘からの景観を初めとし、緑の憩いの場として利用を継続して参る」である。利用度を高める対応も工夫もなく、鼻先であしらい、馬鹿にしたようなお答だ。

ここで伺う。太鼓田公園は、未利用地ではない。都市公園として位置づけされている。都市公園としての在り方についてお示し願う。

(3) 北部調整池の課題について

表題については、平成28年2月議会で取組んでいる。質疑の概要は、「調整池の目的は“緊急時に出来るだけ水を貯える”である。何故、残して置く」と指摘。対する答弁は、「中堀流域の洪水の発生を防止し、雨水の流出を抑制する為の調整池と開発事業区域周辺の浸水を発生させない為の一時的に貯留する遊水池的な位置づけの2つを備えた池である。更に、太鼓

田公園と一体的な景観とする計画の為、ノリ面をコンクリートで覆^{おほ}わないブロックマットという工法で自然に配慮した。また、雨水や地下水の涵^{かん}養^{よう}を考慮し、水が自然に浸透、湧水する構造となっていることから、通常水が約50cmある。この水は、池の底の雑草を抑える効果もあり、太鼓田公園から池の水面を一望できる計画となったものだ」とのお答えだ。ここで伺う。

ア 「ノリ面をコンクリートで覆^{おほ}わないブロックマットという工法で自然に配慮した」と示された。しかしながら、一方で、ブロックマットの上に除草剤を散布（夏季の枯草）している。これは、「自然に配慮した」ではなく「自然を破壊」する行為である。供用が開始されて10年余、今後もこの措置を続けた場合、土の粒子が細分化されやがてはノリ面の崩落を招くのでは…。と懸念する。従って、この事案について、見解を賜る。

イ 一方では「水が自然に浸透、湧水する」と示された。しかし、先日調査した際、水面全体が濃い緑色に覆われ、水質が大変汚れていることが、分かった次第だ。お答え頂いた様に「水が自然に浸透、湧水」するのであれば、現状のような汚れにはならない筈だ。再調査を実施して、改めて答弁を求める。

(4) 北部の住宅地内に位置する1号街区公園と2号街区公園の管理保全について

表記については、平成28年の6月議会で取組んでいる。質疑の概要は、「仕方がないから、整備した。の^{ありてい}有体が見え見え、本気で取組んで頂きたい」と指摘。答弁は、「地元の要望を受け、25年度から27年度にかけて敷地内の築山を取崩し、石や砂利を除去して遊具の設置や植栽を実施した」である。再質問で「お子様を遊ばせる状況にない。早急な改善」を求めた。しかし、「当面は、現状の状況でご利用頂きたい」である。その後2年が経過している。だが、雑でいい加減な管理状況は変わらない。具体的に申し上げると、除草後の草の放置である。これは、衛生上極めて悪く、お子様を遊ばせる状況にない。担当部局は、この様な作業内容を確認（チェック）しているのか、お示し願う。

(5) 安全で安心して遊ぶことが出来る砂場の保全について

公園で思い出されるのが、お子様が好まれる砂遊びである。しかし、心配されるのは、砂の汚れである。担当部局に置かれては、砂場の除菌については、苦心されているものとする。そこで現在は、どのような方策で取組まれているのか、対象数と併せてお示し願う。

(6) 街路樹の管理保全

この春、菖蒲地区において大量の立ち枯れが発生した。場所と樹名^{じゆめい}は、市道菖蒲5号線（蔦屋通）のブラシの木である。この事案については、既に枯れ木を伐採処理（※その後も発生）していることから、担当課では、原因等を解明しているものとする。従って、以下について伺う。

ア 枯れ木の数と原因及び今後の対応をお示し願う。

イ 平成28年の6月議会において、「短年で多数の枯れ木の発生」「生育状況の格差」「粗雑な施工」等について指摘した。この意見をどのように検討、活用なされたのか、お示し願う。

④ 杉野 修 議員

1 市民や利用者の合意がない図書館事業への指定管理者制度導入は中止を

6月議会において久喜市の全図書館・図書室への指定管理者制度導入を可能にする条例が可決した。しかし、導入することは地方公共団体の義務ではない。久喜市立図書館協議会は、平成26年の答申で「制度導入は見送ることが望ましい」とした。その見送る理由7件の課題についての評価が、わずか3年で180°転換してしまった。

その説明においては、「図書館担当部署」が「図書館事業運営の考え方やノウハウを適切に業者に引き継ぎ、進行管理、緊密な指導・連携を図る」ということを多くの根拠とした。しかし、これは不確定でかつ曖昧な願望を根拠にしているに過ぎない。6月議会では、この部署の持つ権限や体制など重要な構成部分について、何ひとつ具体的で、確定的な答弁を示すことができなかった。つまりは、条例の提案根拠そのものが示せなかったということである。

図書館事業という社会教育を民間にゆだねることについて、市民や利用者の合意は得られていないと考え、ただちに導入中止の賢明な判断をもとめて以下伺う。

- (1) 「答申」が示したすべての「指導、連携、調整、進行管理」において「図書館担当部署の役割」を具体的に示されたい。またその際「適切に」や「定期的に」の内容も例示されたい。
- (2) 「開館日数の拡大や利用時間の延長」が市直営では困難とした判断の根拠（財政分析をしたなら、数的根拠を）を示されたい。
- (3) 「コスト増減問題は発生しない」としたが、想定する指定管理料についてその額を示されたい。
- (4) いったん、指定管理者制度を導入すれば、市職員の図書館業務に精通した公務の「専門性」「中立性」が途絶え、人材も育たなくなる。その点をどのように認識されるか伺う。

2 全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）への参加取りやめを

久喜市では、全国学力・学習状況調査（以下、全国学力テスト）に参加してきている。しかし、学力調査の目的に関しては、全国で文科省の意図するものとは、かけ離れたことが進行しているとの報告がある。理解到達度をはかるという意味は、一定程度あると考えるが、全国一斉の悉皆調査となると、そこに教育的意味は存在しない。「学校ごとの全国順位が何番なのか、全国平均や、埼玉県平均よりも、自分の学校は上なのか、下なのか」校長など学校現場の教職員や、保護者、教育委員会の関心は、ついそこに行ってしまうのではないか。それは、結果として「もっと順位を上げろ」という「指導」になり、そのための対策が重視されてしまうのではないか。学校や、そこに通う子供たちを序列化し、教育を歪めてしまう全国学力テストには参加すべきではない。以下伺う。

- (1) 全国学力テストに備えて、過去、全国では誤った「対策」が横行したが、現在も同様のことがあるとの報告もされている。以下に掲げる事例について、本市の学校現場での存否を伺う。
 - ア 過去に出題されたことのある問題（以下、過去問）を含むテストを「対策」として練習させたことがある。（すべてにおいて1回でも）
 - イ 学力テスト対策としての時間を費やし、本来の授業に影響を及ぼしたことがある。
 - ウ 図工、体育、音楽、技術・家庭などの授業時間を削り、テスト練習などの「対策」をおこなったことがある。

- エ 休み時間や放課後にテスト勉強をさせたことがある。
 - オ テスト練習のための宿題プリントを課したことがある。
 - カ 成績下位の児童や生徒に対し、テストの当日に欠席させたり、保健室で休ませたりしてテストを受けさせなかったことがある。
 - キ テスト中に教職員が机の間を回って正しい選択肢を教えたことがある。
 - ク 欠席した児童生徒に代わって答案を作成したことがある。
 - ケ 特別支援学級に通う児童生徒の答案を集計から除外したことがある。
- (2) 上記の事例に1回でも該当した事実が確認された場合、所見を伺う。また、教育委員会自身はこれまで、学校長や職員に対し「平均点よりも上になるよう指導を」と伝えたことがあるのか、についても伺う。

3 新たな自然災害に対する備えの強化を求める

政府中央防災会議は6月、国の防災基本計画の修正を了承した。計画には、昨年7月の九州北部豪雨の被害をふまえた改正などが盛り込まれている。本市の「地域防災計画」や各種ハザードマップも関係法令の改正に伴って随時修正を行ってきたと思われる。以下伺う。

- (1) この間の災害経験から、災害により生じた廃棄物の「迅速で適正な処理」が大きな課題となってきたことから、その対策が進んできたとされる。本市において以下の課題での方針の策定、協議の状況を伺う。
- ア 国、県、他市町、民間の事業者の連携や役割分担について
 - イ 適正処理に向けた事務委託や特例措置について
- (2) 大規模地震や大雪被害が発生したときの「放置車両対策」についても法改正がされた。ここでは道路管理者に「所要の措置を講ずる」よう定めが明記された。以下の点での道路管理者としての久喜市の方針を伺う。
- ア 放置車両対策について
 - イ 土地の一時使用等について
 - ウ 関係機関、道路管理者間の連携調整
- (3) この間、中小河川の決壊等による洪水災害が各地で発生した。本市も市民の安全を守り、被害を最小にするための取り組みが急がれている。以下伺う。
- ア 利根川等河川の決壊・洪水の際、自宅から「指定緊急避難場所」へ、またさらに「指定避難所」へのリスクの伴う移動が求められる。市民に対し、いかに事前に「水害リスク情報」を正しく伝えるか。は重要な課題である。「避難勧告・命令の発令基準」の内容等に関し、市の方針を伺う。
 - イ 学校や各福祉施設など「要配慮者利用施設」の避難計画作成と避難訓練について今後の計画を伺う。

4 東海第2原発に関しては、再稼働反対を明確にしつつ、重大事故を想定した備えの強化をするようもとめる

東海第2原発は、東日本大震災のとき、津波で外部電源を失い、非常用発電機も停止したが、3日後、ようやく原子炉を冷温停止状態とし重大事故は避けることができたが、津波があと数十センチ高ければ、「首都圏が被災地」になっていたという。

その第2原発は、この秋に40年を迎える全国一老朽化した原発であるが、驚くべきは今後想定される重大事故の避難計画もできていない原発を、さらに20年間、稼働を延長するという暴挙に出たことである。本市も、東海第2原発に事故があれば被災地になる。

久喜市民の安全・安心のためには、再稼働をさせない以外の選択肢はない。

同時に、本市が、水戸市からの避難民受け入れを明らかにした以上は、その計画を確実なものにする責任もあると考え、以下伺う。

(1) 本市は、水戸市からの避難民受け入れに関して「3800人」が収容可能という数的規模を調整の中で回答しているようである。

ア 水戸市との協議内容を伺う。

イ 「原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書」を各地で交わしているが、本市の協定締結の状況はどのようなか。

ウ 3800人の避難民の受け入れ施設名と各人数を伺う。

エ 施設毎の受け入れ体制（市職員やボランティアなど）はどうするのか伺う。

オ 受け入れ基準（一人あたりの面積などの）はどのようなか伺う。

カ 他自治体との協定では、受け入れ期間について「原則1か月」としているが、「災害状況によっては見直す」とある。しかし、東日本大震災における福島原発事故の経験からも1か月というのは、「あり得ない数字」である。認識を伺う。

(2) 東海第2原発で重大事故が発生した場合、（あるいは、大地震などの複合的災害が同時発生することも想定して）久喜市民も避難を迫られることになる。

ア その際の計画や財源はどうなっているのか。

イ その際の、埼玉県や他市町との連携協議、協定締結はどうするのか、市民や専門家の参加で早急に検討する必要があるのではないか。

⑤ 長谷川 富士子 議員

1 振り込め詐欺防止対策について

振り込め詐欺や特殊詐欺被害など、高齢者を狙った詐欺事件が依然として後を絶たない状況が続いている。久喜市では特殊詐欺被害が多発しているため、埼玉県警察が、8月1日に久喜市を対象地域とする『特殊詐欺多発警報』の発表を行った。

警報の内容によりますと、久喜市において、本年7月末現在、特殊詐欺被害が20件発生し、特に7月に入り、家電量販店や警察職員を騙ってキャッシュカードをだまし取る等の特殊詐欺が、連続9件発生するなど被害が急増している。被害を防止するには、「犯人からの電話には出ず、接点を持たないことに尽きる」としている。そのためには、相手の電話番号が表示されるナンバーディスプレイ機能がついた電話機を使ったり、在宅中でも常に留守番電話に設定したりするなど、知らない電話には出ないよう工夫することが大切だということです。

依然として多発している振り込め詐欺の被害から市民を守るため、本市においても詐欺被害防止対策に取り組まれていることと思い、以下の4点を伺う。

(1) 本市における特殊詐欺や振り込め詐欺の被害状況について伺う。

(2) 振り込め詐欺から市民を守るために、本市としてこれまでどのような対策をされてきたのか伺う。

- (3) 「ほとんどの振り込め詐欺は電話から始まる」と聞いている。被害を防ぐには電話に着目した対策が重要であるが、電話にまつわる本市の対策について伺う。
- (4) 振り込め詐欺被害を防止するための対策のひとつとして、「高齢者世帯の電話機に、受話器を取ると跳ね上がり、「待った！ その電話 詐欺かも?!」と注意喚起する警告メッセージが印刷されたポップアップシールを配布するなどしてはいかがか。市の見解を伺う。

2 花を活用したまちづくり事業の更なる推進について

先日、行政視察として北海道の恵庭市に行って参りました。

同市では、【花の効用によるまちづくり 12 カ条】を掲げて、半世紀以上にわたり「花いっぱい事業」に取り組み、成果をあげていました。

ここで、12 カ条の効用のうちのいくつかを紹介します。

- ・ コミュニティの形成とコミュニケーションが広がります
- ・ 美しさに感動し環境を大切に作る心が生まれます
- ・ 心が安らぎ癒されます
- ・ 健康になれます
- ・ まちがきれいになりイメージアップにつながります
- ・ 犯罪やごみが減ります
- ・ 経済効果があります

等々。

本市では、毎年恒例の桜まつり、あやめ・ラベンダーのブルーフェスティバル、れんげ祭り、コスモスフェスタ、ポピーまつり、赤花そば祭り等々イベントが定着し、四季折々お花の見どころがいくつもあり大勢の人が楽しまれているが、それぞれのイベントの成功は、毎年丹精込めてお花を大切に育ててくださっているボランティアの方々のお陰です。改めて感謝いたします。

久喜市総合振興計画・後期基本計画、公園の管理と緑化の推進のなかに、『地域住民やボランティア団体との協働により、草花や樹木の植栽を定期的実施し、緑化の推進を図ります』とあるが、今後も、花と緑で潤いのある公園を目指す取り組みが更に前進することを願う所です。

そこで、本市としての「公園の花壇の取り組み」について伺う。

- (1) 本市の公園の花壇に花苗の植栽をしているボランティア団体は、いくつ登録されているか、伺う。
- (2) また、その公園はいくつあるか、伺う。
- (3) 公園の花壇に植栽する花苗は、どのように配布されているか、伺う。
- (4) 公園の花壇を“花いっぱいまちづくり事業”として位置づけ、広報などで市民に周知・PRしボランティア活動を呼びかけてはどうか。市の見解を伺う。
- (5) 花壇の除草作業や花の植栽など、一部で危険な作業を伴う場合もあるので、道路里親制度同様に公園里親制度を作るべきと考えるが、市の見解を伺う。

3 栗橋駅西地区・区画整理事業の公園の整備について

栗橋駅西地区の区画整理事業地内の公園の整備については、この春から、所管が公園緑地課になったと聞きました。公園予定地として、8か所が予定されていますが、以下の3点を伺う。

- (1) 公園整備は、どのような方針で進めていくのか、その計画を伺う。
- (2) 本年、特に西日本では、地震や豪雨による災害が相次いでいます。公園の中には災害時に避難場所となり、炊き出しなどの設備を完備している公園が市内にあります。今後の災害対策としても、8か所ある公園予定地の中で、災害に対応できる防災公園を作っても良いのではないかと、市の見解を伺う。
- (3) 公園予定地のひとつにある「鎌倉古道」の樹木の大きさが、近隣住民の心配の種になっている。樹木が住宅を覆いかぶさるように立っているの、
 - ・太陽の光を遮るので暗い。
 - ・台風や強風が吹くと枯葉や落ち葉が敷地内や雨樋に入りこむ。
 - ・樹木に折れた枝が引っかかり、台風の時など飛んで来そうで怖い
 - ・樹木が強風に煽られて電線にあたり危険な状態である。という話でした。
高く伸びて電線にあたっている樹木の剪定作業や折れた枝の撤去など対策を取るべきと思いますが、市の見解を伺う。

⑥ 齊藤 広子 議員

1 「フレイル予防」で健康長寿社会へ

- (1) 「フレイル」とは加齢とともに運動機能や認知機能等が低下し、通常の生活ができなくなり、心身に悪影響が出現した状態です。この「フレイル」は、適切な支援により予防ができることから、介護予防、健康寿命延伸への取り組みとして、「フレイル予防」事業の導入、フレイルチェック事業の展開を進めていくべきと思うが如何か。
- (2) 日本老年医学会が行った健康な高齢者のフレイルに対するリスク調査では、「運動習慣（毎日1万歩あるく等）」「文化活動（囲碁・将棋等）」「ボランティア・地域活動」の3項目のうち、「運動習慣あり、文化活動や地域活動なし」の人に比べ、「運動習慣なし、文化活動や地域活動あり」という人の方が、リスクが半分以下という結果でした。さらに「孤独」は肥満より健康に悪く、社会的孤立状況が高齢者の死亡リスクを高めています。地域活動等を通して人に会うこと、社会活動に参加することがフレイル予防、介護予防につながるが、どの様に広げて行くのか伺う。
- (3) 柏市で行われていたフレイルチェックは、フレイルサポーターが中心となって実施されています。専門職ではなく、同じ地域に暮らし、一定の研修を受けた方がまちの健康づくりの担い手として活躍されている。久喜市に於いても、高齢者大学の人材活用をし健康長寿のまちづくりへ、生きがいのある地域づくりの取り組みを行うべきと思うが如何か。

2 デマンドタクシーの今後について

- (1)平成30年1月15日から平成31年1月31日まで、タクシー料金の半額を市が負担する久喜市デマンドタクシーの実証実験として行っているが、2月1日からは、どのようなスケジュールで進めていくのか伺う。
- (2)デマンドタクシーの実証実験を始めて9カ月が過ぎたが、何人の方が登録され、何人の方が利用されたのか伺う。
- (3)利用された市民の意見などは、どのような形で聞いていくのか、又どの様に反映されて行かれるのか伺う。

3 危険な踏切の安全策を

久喜駅のJR旧幸手街道踏切と東武線の176号踏切が並ぶ踏切は、道幅が狭く、歩行者・自転車・車が多く通行している。踏切内で車が両方から入ってきてしまうなど大変危険な場面が多く起きている。道路表示や安全周知など明確にして行かないと大きな踏切事故が起きては、大変と思ひ、改善策を講じて頂く方法について伺う。

4 地域の防災意識と防災力の向上を目指して

相次ぐ自然災害を踏まえ、地域の防災対策の再検討が呼びかけられている。中でも地域防災のキーワードの「地区防災計画」「ハザードマップ」「タイムライン」について質問する。

- (1)2013年に改正された災害対策基本法では、共助による防災活動推進の観点から「地区防災計画」制度が盛り込まれている。地区防災計画は、町会や自治会、企業などが実情に応じた防災活動の計画を立て、市の地域防災計画の一部として提案し『災害時に誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきか』を自主防災組織でどの様に進められているか伺う。
- (2)ハザードマップは、地形や地質などから洪水や土砂災害のほか、地震、津波、噴火などの自然災害を予測し、警戒すべき区域や避難ルートなどを明示。住民は居住地の危険度を確認し、備えを進めておくことが可能になります。久喜市でも既にハザードマップは、作成されているが、課題は、その存在を知っている市民が少ない、又知ったとしても具体的に理解できない物もあり、危機意識が薄れてしまうという問題もある。市民への周知、徹底が必要と思うが如何か。
- (3)台風や豪雨による大規模水害に備えるため、自治体が事前に取り組むべき対応を時系列にまとめた「タイムライン」の導入は、既に進められているが、住んでいる場所や家族構成、年齢などによって災害対策が異なること、自らの行動計画を時系列で定めておく「マイタイムライン」を久喜市で推進をし、小学校や地域で作成会を開くなど、どの様に推進されて行くのか伺う。

5 保育所の紙オムツの持ち帰りについて

- (1)市内保育所での使用済み紙オムツの取り扱いは、どの様に行っているか。市立保育所と民間保育所の状況を伺う。
- (2)持ち帰りについて保護者などの意見や要望を聞いているか伺う。
- (3)厚労省からの「保育所における感染症対策ガイドライン」に感染症を防ぐための扱い方や保管・消毒などの掲載はあっても、どう処分するか明示はない。感染症の危険や不衛生などの声から園側が処分する動きが目立ってきた。久喜市でも見直していくべきと思うが如何か。

6 旧理科大跡地で予定されている「子育て支援センター」・「教育センター」・「子ども図書館」について

市長に伺う。市民の期待も高く進めてきた「子育て支援センター」「教育センター」「子ども図書館」について財政負担のビジョンを示すと共に市民に計画を発表し期待を持たせてきた事業について今後、どの様に進めて行くのか時系列的にお示し頂き、市民への説明責任をどのようにされて行くのか伺う。

【第2日目 9月10日（月）】

① 園部茂雄 議員

1 スマホ用自治体アプリの導入をすべきだが伺う。

市の情報発信は広報紙、ホームページ、SNS（Twitter、Facebook、LINE）等で積極的に行っているが、それらの情報を受け取る側の利便性の向上と時代に合わせた情報発信の手法も視野に入れて対応する必要が望まれることから、以下の点について伺う。

機種／年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
パソコン	54.41%	51.51%	44.18%
スマホ	41.67%	44.28%	50.57%
タブレット	3.92%	4.21%	5.24%

上記の表は3年間のホームページへのアクセスした機種別構成比です。

(1) 市ホームページの過去3年間のアクセス数を伺う。

(2) これまでの各課の調査研究の状況を伺う。

(3) 第二次情報化推進計画に積極的な情報の提供、更に自治体アプリの検討を明記されていることから、自治体アプリの推進を図るべきだが、市の考えを伺う。

2 久喜市情報化推進計画に基づき更なるペーパーレス化を求めるべきだが伺う。

久喜市の情報化推進計画に於いて、情報システム最適化として、効率の良い業務改善が明記され、ペーパーレス化等も見据えた業務改善を行っていくと明記されている。

市議会と歩調を合わせたペーパーレス化に取り組み、更なる全庁的なペーパーレス化の効果を追求していくべきであることから以下の点について伺う。

(1) 第二次久喜市情報化推進計画で明記しているペーパーレス化の取り組み状況を伺う。

(2) ペーパーレス化を更に推進するためにも、また、効率的な庁内会議を推進するためにも、タブレットを導入すべきだが、市の考えを伺う。

② 石田利春 議員

1 液状化対策工事の進捗と市民への影響を問う

南栗橋地域においては液状化対策として地下水位低下工法による工事を進められ、地下水位をモニタリングしながら下げている。このことにより地盤沈下などの副作用が発生し、家屋への影響や冠水の拡大など懸念されている。市民への影響を注視していくことが求められていることから伺う。

(1) 地下水位低下の進捗について伺う

ア 地下水位を低下させる水抜きは3段階に分け、検討委員会で確認しながら進めている。

現状はどうか。また検討委員会で指摘されたことはあるか。

イ 副作用の地盤沈下状況はどうか。また、地盤沈下の最も激しいエリアはどこか。

ウ 地下水位で、対策範囲外と対策地と比較してどうか。12丁目と最も差の大きい地点は。

エ 民地部と道路部の水位に差があり、データの表の上で「への字」に大きくなっている部分がある。この状況は何を示しているのか。液状化のリスクが高まる地層と判断してよいのか。

オ 地下水位が目標値まで到達しているエリアはあるか。

(2) 地盤が沈下することによる市民生活への影響は、どのようなことが想定されると考えているか。その対策は考えているか。

(3) 道路復旧工事について伺う。

ア 本復旧工事は予定では、2019年12月が予定されているが変更ないか。

イ 本復旧までに段差など生じた場合は維持管理を進めるとしている。これまでの修復箇所と今後の予定はあるか。

(4) ゲリラ豪雨などにより冠水する地域における影響について伺う。

ア 家屋内の水洗トイレや、お風呂の浴槽に逆流する現象が見られている。把握しているか。

イ 要因はどのようなことが考えられるか。

ウ 対策はどのようなことが考えられるか。

2 済生会栗橋病院加須市へ一部機能移転、市民の命と健康を守るために

済生会栗橋病院の一部機能の移転問題では、済生会病院は加須市移転と現在地での再整備の両方を進めていることが、先の全員協議会で示された。その内容は、済生会栗橋病院、加須市へ移転は、300床を超える移転で、現在の急性期部門をほぼ移転する状況が報告された。市民の不安は増しており、現在地に「急性期部門」の存続を願う声が高まっている。市の積極的な対応を求めて伺う。

(1) 済生会栗橋病院の移転問題で、7月に行われた全協以降新たな動きがあれば伺う。

(2) 久喜市として、再整備案について積極的に係わるべきとの考えから伺う

ア 「済生会栗橋病院の存置存続を求める市民会議」から要望を受けていると思うが、要望はどのような内容で、市はどのように受け止めているか伺う。

イ 全協の報告では、病院長から「初期救急的な医療であれば対応が可能、現在の建物を活用し継続できるよう梅田市長と相談しこれから決めていきたい意向がしめされている。久喜市としても急性期部門の存続や外来診療などの部門を確保するため積極的な支援をすべきと考える。どのような対応を考えているか伺う。

ウ 再整備案として、回復期・病床型50床を、その内10床は療養型を想定。4階にはサービス付き高齢者住宅38室を予定している。50床の内25床は埼玉県病院整備計画に応募し確保したい。との説明を受け、市長は、「ベッド数が確定しなければ、現在地での再整備案も確定しない状況を確認の上、栗橋地区の地元住民の声を大事にし、どのような再整備案が最善となるのか、病院長とさらに協議をお願いしたい」と報告された。

済生会栗橋病院が埼玉県の整備計画へ応募した内容、ベッド数についてどのような対応となったのか伺う。また、埼玉県の病院整備計画に要請した、県内の状況について把握しているか。

エ 埼玉県のベッド数確定は、いつごろを予定しているか。

オ 栗橋病院の再整備について、今後どのようなスケジュールでどのような内容が検討がされると考えているか。

(3) 病院長からは、医師確保が厳しく補助金等の支援継続を要望されている。市の対応について伺う。

ア 久喜市が済生会栗橋病院に運営補助金を支援すれば、国から特別交付金が交付される。

市は、国が済生会病院を特別交付の対象にしている根拠、理由はどのようなものと認識しているか伺う。

イ 済生会栗橋病院は、「無料低額診療」を、目標値をもつなど積極的に実施している。久喜市民のいのちと健康を、身を削って守っていると見える。市民のいのちと健康を守る砦とも言える済生会栗橋病院に対し「運営補助金」の支援を再開すべきと考えるがいかがか。

3 久喜市の公共交通はまちづくりの根幹で充実させるべき

公共交通は久喜市のまちづくりの根幹をなす事業で、いま久喜市全体の公共交通を見直しするとしている。循環バスなどの充実は、市民の暮らしと福祉、教育と文化を支える土台。久喜市全体が一体感を感じ、日常生活の足となる安心安全の街づくりを構築することが求められている。とりわけ高齢化が進む中、公共交通見直しに対する市民の期待は大きいものがある。市の取り組みについて伺う。

(1) 見直しを進めるにあたりどのような手順で進めていくのか伺う。

これまで、久喜市が一つのまちと言えるような、意識が持てる見直しを求めたのに対し、4地区を一つとして見て、それぞれの地域の特性に応じた状況、地域の現状、それと課題、民間事業者を補完する市の交通政策として検討していくとしていた。検討は、久喜市地域公共交通会議で進めていくことになると思うが、進め方として久喜市から一定の案を示すのか。それとも、白紙の状態で見直しを求めるのか。

(2) 公共交通を充実させて行く上で、財源は重要な要素である。財源について伺う。

ア 国からの補助として、経費から収入を差し引いた、市の補填分に対し4/5の特別交付税の措置がある。交付要件はどのようなものか。

イ 措置の対象は久喜市で実施している、循環バス、デマンド交通、デマンドタクシー、それぞれ該当するのか伺う。

ウ 該当するとすれば、合併以降「特別交付税」で措置された状況はどのようになっているか伺う。循環バス、デマンド交通、デマンドタクシー毎に、年度別（H23～H29年度）に国からの交付額、市の負担額について伺う。

エ 民間事業者の赤字分についても、特別交付税は対象となるか伺う。

オ 久喜市地域公共交通会議において、国から特別交付税が80%交付されていることについて報告されていたか伺う。また、このことについて久喜市地域公共交通会議において認識されていると言えるか伺う。

(3) 地域の特性に応じた状況、地域の現状を考慮すれば、医療・介護、買い物、教育・文化など気軽に対応できる循環バスを菖蒲、鷺宮、栗橋地区にも走らせるべきと考えるがいかがか。

(4) デマンド交通、菖蒲から新久喜総合病院への料金は引き下げるべき

ア デマンド交通で菖蒲地域から新久喜総合病院に行った場合市民負担は600円としている。しかし、特別交付税措置を当てはめ試算してみると、市の負担は僅かで市民の負担は大幅に下がる。いかがか。

イ 市民が負担する使用料金の引き下げを検討するべきではないか。

4 「草刈り」の改善が求められている

草の伸び放題は、治安面、交通安全面、公園としての機能面、冠水の点などからも適切な管理が求められている。市民からの「苦情」も多いと考えられる。改善を求めて伺う。

(1) 草刈については場所によって担当課が違う。草刈り事業はどのように進めているか、各担当課毎に伺う。

- ア 市民からの苦情や、草刈の要望など寄せられていると思うが把握しているか。把握しているとすれば、平成 28・29 年度の件数と今年度の状況説明を。
 - イ 年に回数を決めているのか。いるとすれば何回。
 - ウ 場所によって回数が違う場合もあるか。あるとすれば多い場所はどのようなエリアで年何回行っているか。
 - エ 決めた回数以上の草刈が求められる場合、どのような場合で、どのような対応となるか。
 - オ 草刈りの手が足りないとの声も聞かれるが状況はどうか。
 - カ 遅れているとすれば、どのような対応となるのか。
- (2) 道路脇の草が伸びると、視界が悪くなり、走行する車は「草」に接触しないよう反対車線に出ることになる。道路脇の草刈について伺う。
- ア 道路脇の草刈についても、年の回数を決めているのか。いるとすれば何回か。
 - イ 場所によって回数が違う場所があるか。あるとすればどのような基準となっているか。
 - ウ 草の伸びが早く、決めた回数以上の草刈が求められる場合、どのような対応となるか。
 - エ 道路脇から伸びている草が、民地からの場合どのように進めているか。
- (3) 市が管理する以外の場所についての対応を伺う
- ア 土地改良区などが管理する場所について
 - イ 個人が所有する場所について

③ 渡 辺 昌 代 議員

- 1 東京理科大跡地の物流センターの営業開始に伴う協定について
東京理科大跡地の物流センターが営業開始となる。懸念されている交通渋滞問題、環境の問題、撤退時の事など解決されているのか以下伺う。
- (1) イーシャンレッドウッドとの営業時間・苦情対応・災害時・撤退時等の協定書の取り交わしはできたのか。
 - (2) 通学路になっているところの安全対策は万全か。
 - (3) 前回の質問の時に消防署による査察は、5月24日に中間検査に行き、9月の完成時検査を行うと答弁があった。検査内容と結果について伺う。また、三芳町のアスクル火災の教訓がどのように生かされているのか伺う。
 - (4) 物流倉庫ができることで、借楽荘と久喜特別支援学校の避難訓練の在り方、計画は改善しなければならないと考える。計画・実行について伺う。
- 2 障がい者（児）支援の改善要望にしっかりと応えるべきではないか
障がい者（児）支援については、児童デイなど少しずつ拡充されてきてはいる。しかし、自立できる支援であったりとなかなか重度障がい者の支援が進められていないのではないかと。重度障がい者の保護者からの要望を聞く機会があったが、皆さん切実な要望であった。それらを含めて障がい者の支援について伺う。
- (1) 特別支援学校の卒業後の行き先として、生活支援を行ってくれる施設が少なく、どこもいっぱいである。市として生活介護を行う障害福祉サービス事業所の増設、もしくは、民間での誘致を進めるべきではないか。

- (2) 地域生活支援事業の任意事業の訪問入浴サービス事業はかなり個人負担がある。さいたま市・春日部市のように軽減制度を導入し、家族・保護者の負担軽減をすべきではないか。
- (3) 福祉タクシー利用券と自動車燃料費利用券はいずれか一方の選択となっている。自動車燃料費利用券が安すぎるので、自動車燃料費利用券も福祉タクシー利用券並みにすべきではないか。
- (4) 今、国の中央省庁で長年にわたり障がい者雇用率を水増ししていたことが発覚し問題になっている。久喜市としてはこのことに関してどう考えるか。また、久喜市ではこのようなことはないかとらえていいか。さらに、久喜市の企業の障がい者雇用はどうなのか伺う。

3 公共施設の和式トイレの前面に手すりをつけてはどうか

現在久喜市では、和式トイレを洋式トイレに切り替える要求が多く出され、改修が進められている。トイレは生活そのものであり、高齢化が進む中で、洋式化は早急に解決しなければならないものである。しかし、実際には全てがいったん改修されるものではないことは現実である。そこで、改修がすぐに進まない和式トイレの改善として、トイレの前面に手すりをつけることができなにか伺う。特に和式トイレの方が多い公共施設、菖蒲文化会館、菖蒲総合支所、鷺宮福祉センター、鷺宮総合支所、中央公民館、東公民館、青葉公民館、鷺宮西コミュニティセンター、栗橋いきいき活動センターしずか館などの改善をしていただきたいがいかがか。

4 生活保護世帯の受給者が熱中症にならないように、クーラーの設置と見回り対応をすべきではないか

今年の夏は猛暑が続き、熱中症による死亡事故も数多く起きている。その中で、札幌市では、生活保護受給者の女性が熱中症で死亡する事件があった。クーラーや扇風機があったにもかかわらず、料金が滞納されていたため電気を止められ、使用できない状態だったようである。久喜市ではこのようなことはあってはならないと考える。現状はどうか伺う。

また、その後もクーラーの設置がされてなく熱中症での死亡事故が起こっている。国は7月から生活保護世帯のクーラー設置をする方向で動き始めているようであるが、国からの通達はきているのか。また、久喜市では、クーラーの設置状況、使用の現状はどうか伺う。命に係わる問題である。ケースワーカーは見回り、確認をどのように行ってきたか伺う。死亡事故を起こさないための取り組みについて市の考えを伺う。

④ 丹野郁夫 議員

1 総合支所の市民利便性の向上を求める。

平成30年度の久喜市組織機構改革により、各総合支所から税務課、環境経済課が消滅した。

2年前に総合支所の建設課を第二庁舎の建設部に統合して以来の大きな機構改革である。

市はこの機構改革によって、職員を適切に配置し、各所属部署の機能強化や事務効率を高めることで市民サービスの向上を図るとしているが、市民の皆さんからは、むしろ市民の利便性は減少したとの声が多い。再度見直しを図るべきとの考えから、以下伺う。

- (1) 市が組織機構改革によって改善されたと考える点を伺う。
- (2) 各課へ取次ぎを行っている総合支所の窓口の対応について、現状をどのように捉えているか認識を伺う。

- (3) 各地域の異なる行政課題に対応するスピードが遅くなっていないか伺う。
- (4) 総合支所の現状の業務過多になっていることについて総合支所長の考えを伺う。
- (5) 総合支所に建設部、環境経済部、財政部の一定の人員と予算を配分すべきと考えるが認識を伺う。

2 障がい者雇用の実態把握と適材配置を。

国及び一部地方自治体において、障がい者雇用率の不適切な取り扱いがあった。平成 30 年度から、障がい者法定雇用率の引き上げや、対象となる民間事業者の基準がより厳しくなり、民間企業が様々な努力をしている中で発覚した。行政の信頼を大きく損ねる問題である。国では政府をあげて実態解明と第三者機関による検証、今後の再発防止について取り組むとしている。市においても、早急な実態把握と、このようなことが起きないための予防策が必要であると考え、以下伺う。(プライバシーに十分に配慮し、特定できないように)

- (1) 障がい者雇用率の実態を伺う。
- (2) 障がい者雇用を進めてきた、これまでの市の取り組みを伺う。
- (3) 平成 30 年度から、これまでの身体障がい者、知的障がい者に精神障がい者が雇用義務の対象に加わった。職場への定着やノーマライゼーションを推進するため、市は適切な職場への配置と職場環境を整える必要があると考えるが、市の取り組みを伺う。

3 保育士、幼稚園教諭の人材確保を。

国は今国会において、教育費の負担軽減を掲げ、来年の消費税率の引き上げ分の財源を幼児教育費の無償化に充てることとなった。俯瞰して見れば、少子化の歯止めとなるよう期待をする一方で、無償化になったことにより保育を望む家庭が増加する可能性がある。より充実したサービスを求め、私立の人气が上昇し、さらなる待機児童の増加、保育所や幼稚園、認定こども園の負担が増加し、保育士や幼稚園教諭の確保が難しくなることも視野にいれておくべきと考える。そこで、以下伺う。

- (1) 幼児教育現場における人材確保の現状課題と今後の見通しを伺う。
- (2) 結婚や出産、子育てにより幼児教育の現場を離れる若い保育士等が多いと聞く。保育所等入所選考基準を見直し、保育士、幼稚園教諭等の勤務の場合の加算数値を思い切って高くすべきと考えるが、市の考えを伺う。

4 急激な世帯増となった行政区を分区できるよう求める。

都市計画法第 34 条第 11 号によって鷺宮地区は宅地造成が進行し、急激に世帯が増加している地域がある。現在は、旧農業センター付近の大規模な開発が進行し、100 世帯を超える転入者があるものとする。新築の戸建て住宅の開発によって、子育て世帯も相当数見込むことができ、市や地域にとっても歓迎すべきものである。しかしながら幾つかの課題が発生する。その一つに、現住民と新住民との間に意識の差異が生じ、コミュニティの形成に課題があることが挙げられる。そこで以下伺う。

- (1) これまでに分区した例はあるか伺う。
- (2) 鷺宮 7 区下新井に造成中の開発により、約 100 世帯が増加する。分区の検討をすべきと考えるがいかがか。
- (3) 鷺宮 27 区河原が数年前に開発によって世帯が急増した。縦長のいびつな形となり、600 世帯を超える行政区の運営は大変困難である。分区の検討をすべきと考えるがいかがか。

⑤ 新井 兼 議員

1 情報化の推進による業務簡素化し、行政運営の効率化を図るべき

行政事務におけるＡＩ（人工知能）やＲＰＡ（ロボティック・プロセス・オートメーション）の活用について問う。

- (1) 将来の人口減少や厳しい財政状況の中、限られた財源の中で行政サービスを提供するには、資源を有効に活用することで業務の簡素化を図り、行政運営の効率化が重要と考える。特に第二次久喜市情報化推進計画にある「新しい技術や社会動向等を踏まえた効果的なシステム整備」は、持続可能な行政運営を進めていくためには今後必須の要件と考えるが、市の認識を伺う。またシステム整備について、これまでの市の取り組みを伺う。
- (2) 子育て制度やごみ分別の案内業務、戸籍業務に関する職員支援、道路の破損状況を自動判定など市役所業務に人工知能（ＡＩ）を活用した実証実験が各地の地方自治体で行われている。市役所業務への人工知能（ＡＩ）の活用について、市の認識を伺う。
- (3) 具体的な事例として、人工知能（ＡＩ）を活用した議事録作成システムの導入により、審議会等会議録の作成時間が半分から約3分の1に短縮、また平均で3割ほどの業務時間の削減につながったという実証結果もある。当該システムの活用は、地方公務員の長時間労働の是正など働き方改革に資するものと考えますが、市の見解を伺う。
- (4) 業務の効率化という点で近年ＲＰＡ（ロボティック・プロセス・オートメーション）が注目され、民間だけではなく自治体でも実証実験を行っている。メールの処理やデータ打ち込み、定型書類の作成などの定型作業を自動化するソフトウェアの導入について、市の見解を伺う。

2 総合的な治水計画を立案し、市内外が連携した内水浸水対策を実施すべき

内水浸水対策に関して、治水対策、流域対策、土地利用対策、減災・水防対策について問う。

- (1) 鷲宮地区の幹線排水路である準用河川・大中落川の治水対策に係るこれまでの市独自の取り組みについて伺う。また流末となる一級河川の改修や調整池の機能強化など国、県及び関係市町等と連携した、これまでの市の取り組みを伺う。
- (2) 平成30年度久喜市下水道事業会計予算に「冠水対策業務委託負担金」を計上し、県及び関係市町等と連携した市の冠水対策の推進を高く評価する。当該業務の具体的な内容について伺う。
- (3) 治水対策の推進として、市の管理する準用河川・一般河川を整備する計画が現在あるのか伺う。
- (4) 治水対策の推進として、農業用水の水門管理者と集中豪雨時の浸水被害軽減に向けた連携は適正に図られているのか、市の見解を伺う。
- (5) 治水対策の推進として、久喜駅周辺の合流式下水道区域（面積114.9ha）の汚水と雨水の分流化に向けた改善の取り組みについて伺う。
- (6) 流域対策の推進として、雨水貯留や地下浸透の取り組みは、公共施設において率先的に取り組むべきものと考えますが、次に掲げる内容について、これまでの市の取り組みを伺う。
 - ア 雨水調整池、雨水貯留施設、雨水浸透柵及び雨水貯留タンクの設置
 - イ 浸透性舗装、浸透性側溝
- (7) 流域対策の推進として、民間事業者の開発行為、建築物の建築・大規模修繕、屋外駐車場設置等における整備誘導にあたり、雨水貯留や地下浸透の考え方に基づいた開発の推進について、市の見解を伺う。

- (8) 島川堀及び二重堀を背にした栗橋・狐塚地区の一部は、農村部であっても集中豪雨により浸水被害が発生し、住民生活に影響を及ぼしている。市は状況を把握し、どのような対応をこれまで行ってきたのか伺う。
- (9) 土地利用対策の推進として、水田の畦畔を嵩上げすることにより保水能力の向上や水田の排水口に調整板を設置し、雨水を一時貯留してから時間をかけて下流へ排水する「田んぼダム」等の農地の保水・遊水機能を保つ取り組みを積極的に実施すべきものとするが、市の見解を伺う。
- (10) 減災・水防対策の推進として、想定最大規模降雨に対して、地形、土地利用、排水施設、貯留・浸透施設、放流先の状況を勘案した浸水シミュレーションによる内水浸水を想定した内水ハザードマップの検討をすべきものとするが、市の見解を伺う。
- (11) 内水被害の軽減を目指し、水害のないまちづくりを目指すため、総合的な治水計画を早期に策定すべきものとするが、市の見解を伺う。

3 学校を支援するための物的、人的な体制強化を推進すべき

学校の樹木剪定後の処理及び学校支援ボランティアのマッチングについて問う。

- (1) P T A、学校応援団等のボランティアの協力により剪定された各学校の樹木は、どのように処理されているのか、現状を伺う。
- (2) 剪定された樹木は、剪定枝粉砕機を使って枝木をチップ化することにより、校内の歩く道のクッション材や植込みのマルチング材として再利用でき、子ども達が身近に3 Rを学ぶ機会となる。業務用の剪定枝粉砕機を導入し、市内各校に貸し出すことはできないか、教育委員会の見解を伺う。
- (3) 児童生徒の減少及び地域の方々の高齢化等により、学校の敷地内の除草が十分に行えない学校やP T A、学校応援団等の人手が足りなく剪定作業が追いつかず、学校においてできる範囲での樹木の剪定すら難しい学校に対する支援のあり方について、教育委員会の見解を伺う。
- (4) 学校が必要とする活動と地域の力をマッチングさせて効果的な学校支援を行うためのボランティア募集の仕組み作りが必要とするが、教育委員会の見解を伺う。

4 久喜市の障がい者雇用状況について

- (1) 市長部局及び教育委員会の障がい者雇用に係る実人数（雇用率）、換算人数（雇用率）について伺う（基準日である平成30年6月1日現在）。
- (2) 過去、厚生労働省のガイドラインに従った障害者手帳等の確認をせずに雇用数に算入していた事案の有無について伺う。

⑥ 岡崎克巳 議員

1 久喜市中小企業・小規模企業振興会議について

- (1) 会議の開催状況と進捗状況。
- (2) アンケート調査結果を踏まえた対策と自由意見の反映をすべきだがいかがか。
- (3) 30年度第1回会議が遅れた理由と計画策定までの会議回数。
- (4) 振興計画は具体的な支援策が実施される計画内容とすべきだがいかがか。

- (5) 計画開始とともに支援策もスタートさせるべきだがいかがか。
 - (6) 商工会から会議で示された9項目の支援策の検討状況。
 - (7) スピード感を持って対応すべきだがいかがか。
- 2 市街化区域内の砂利道の道路整備について
- (1) 地区別の市街化区域内の砂利道の市道数と距離。
 - (2) 過去3カ年（H27年度～H29年度）の地区別の砂利道の整備要望件数と整備実施件数。
 - (3) 整備方針の基準に当てはまらない砂利道の今後の対応。
 - (4) 市街化区域内に砂利道があることの市の考え方。
- 3 照明のLED化について
- (1) 道路照明灯のLED化の現状と整備方針の検討をすべきだがいかがか。
 - (2) 運動公園等の照明のLED化の検討をすべきだがいかがか。
 - (3) 公共施設の駐車場の照明のLED化の検討をすべきだがいかがか。
 - (4) 小中学校の教室のLED化の検討をすべきだがいかがか。
 - (5) 小中学校の体育館等のLED化の検討をすべきだがいかがか。
- 4 「立ち止まって」の発言の真意について市長に伺う
- (1) 理科大跡地の活用について。
 - ア 理科大跡地の全体構想。
 - イ 生涯学習センター整備方針の変更の理由。
 - ウ 文化団体からの要望にどう対応するか。
 - (2) ごみ処理施設整備について。
 - ア 久喜・宮代、鷺宮、菖蒲の各ごみ処理センターの維持管理経費。
 - イ 新しい考えのごみ処理施設の場所はどこにするのか。
 - (3) 2月議会における、平成30年度予算の議決の認識。

【第3日目 9月11日（火）】

① 盛永圭子 議員

1 循環バスの運行を再度願います。

(1) 前回の一般質問で菖蒲地区の循環バス運行をお願いした。この質問に対し住民の関心が高まり、是非とも運行してほしいとの強い要請がある。

高齢者の運転免許証返納が推進されている現在、循環バスは必要と思う。市の考えを伺う。

(2) 菖蒲地区、鷺宮地区、栗橋地区は一部を除いて、循環バスは運行されていない。

交通の便の良い久喜市街地のみを運行している循環バスは、住民の平等性にかけている。

久喜地区以外はデマンド交通を利用しろというのは理解できない。市の考えを伺う。

(3) 久喜地区以外は循環バスではなく、デマンド交通にした理由を伺う。

(4) 桶川・鴻巣など近隣の市は循環バスをどのように運行しているのか伺う。

(5) 今後循環バスを運行するのははっきり回答願いたい。

2 赤堀川の藻狩りについて

(1) 旧菖蒲町のときから赤堀の藻狩りについて、廃止を訴え続けてきた。雑排水が川に流れるからという理由でだけで農業に携わらない住民も藻狩りに参加すべきというのは理解できない。藻狩りに参加できない家庭は、一律三千円を支払えということも理解できない。久喜市内で農業に携わらない世帯が川の藻狩りを行っている地区があるのか伺う。

(2) 赤堀組合という組織があるから市には移管できないという。ならばどのようにすれば市に移管できるのか伺う。

(3) 高齢化に伴い藻狩りに出席する人が少なくなっている。またこの地区の新住民となった人はなぜ不参加の時の金額を支払うのか疑問に思っている。

赤堀の藻狩りの問題をかかえて、合併に至った。栢間・小林地区の大きな問題のひとつである。農業を営んでいない一般の人の藻狩りを廃止することができるのか伺う。

3 市道菖蒲2603号線の改修について

市道菖蒲2603号線は通学路である。生活道路としても重要な道路である。

住民から改修の要望が以前から出ているが市の考えを伺う。

4 市道菖蒲18号線の改修について

市道菖蒲18号線は雨が降ると大きな穴ができ、その都度応急措置をしている。現状では毎回同じことの繰り返しで、改善されない。市はこの道路の改善は考えているのか、また本市は道路パトロールを実施しているのか伺う。

5 森下公民館・菖蒲トレーニングセンターの料理教室の設備について伺う

各調理台に設置されている流しは、水道の蛇口が2つあるが両方とも水である。

2つの蛇口のひとは温水が出るように要望したいがいかがか。

② 大橋 きよみ 議員

1 自転車損害保険加入義務化について

埼玉県では、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」が平成24年4月1日に施行され、自転車利用者の交通ルールの徹底とマナーの向上を図るとともに、交通事故が起こった場合の被害者の救済と加害者の経済的負担の軽減を図るため、自転車利用者に対し、自転車保険の加入を進めてきた。近年自転車事故による高額賠償請求事例が全国各地で見られ、自転車の事故に対する社会的な責任の重みが増してきている状況である。

こうした中で、埼玉県では「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」を平成30年4月1日に改正し、自転車利用者等の自転車損害保険の加入義務化及び学校等における保険加入確認の努力義務を規定した。

久喜市でも埼玉縣市町村総合事務組合に加入し市民への交通災害共済加入の取り組みをしているが、草加市では今年度から大手保険会社と共同で個人賠償責任を最大1億円までにする保険制度を作り、約3万4000人の市民と市内在勤・在学者が加入している。

久喜市においても市民が安心して自転車を利用できる環境にすべきだと考え、以下3点伺う。

- (1) 久喜市としては交通災害共済事業が自転車損害保険につながるものだと考えるが、交通災害共済事業の過去5年間の加入者人数の推移を伺う。
- (2) 草加市では以前利用していた交通災害共済制度へ一般会計から繰入金をしていただけだが、久喜市もこの事業への一般会計からの繰入金があるか、過去も含め伺う。ある場合はその要因は何か伺う。
- (3) 自転車は私達の生活に一番身近だが、事故が起きて高額賠償請求になった場合、現状の事業では対応できないと考える。

草加市では以前加入していた交通災害共済制度の会費は年間800円で新しい保険制度の保険料は2000円。倍以上の金額にも係わらず3万4000人が加入している。久喜市としても今後検討していく考えがあるか伺う。

2 上早見なかよし広場（通称；なかよし公園）について

平成22年に開設された借地公園の上早見なかよし広場だが、広場周辺は緊急時の一時避難所がなく、近年の各地の災害を見る時にふれあい広場を地域の一時避難所になるよう整備すべきと考える。以下2点伺う。

- (1) 借地公園の上早見なかよし広場は10年契約と聞いている。
近隣に住宅も増え、このまま契約継続が地域住民の願いだが、市の見解を伺う。
- (2) 今後は防災トイレやかまどベンチなど、防災公園の機能を持たせ一時避難所として整備すべきと考えるが市の考えを伺う。

3 空き家に対するの周知啓発活動について

市民の空き家に対する管理意識の向上と適正管理のためにも、空き家に対して周知啓発活動をするべきと考え、以下3点伺う。

- (1) 本市では、空き家に関する市民への周知啓発、管理意識の向上、適正管理の情報提供はどのように行っているのか伺う。
- (2) 市民の意識向上のためにも、既に空き家を管理している市民の方にも固定資産税の納税通知書に「空き家の適正管理について」の啓発文章の封入を考えるべきと思うが市の見解を伺う。

(3) 空き家を放置することにより「空き家等対策の推進に関する特別措置法」には、瓦や外壁が落下し崩れるなどして、第三者がケガをした場合、空き家の所有者の責任となり損害賠償が問われる可能性があることや、「特定空家等」と判断され市町村の改善勧告があると、土地に対する固定資産税の特例優遇措置は除外され、土地の固定資産税が最大4.2倍にも増額される。

空き家対策啓発パンフレットを業者との協働発行で製作すべきと考えるが見解を伺う。

4 公会計「財政の見える化」について

従来の地方公共団体の会計制度は、単式簿記・現金主義に基づくもので、基本的に現金の収支だけを見てきた。

少子高齢化が進み、右肩上がりの経済成長が望めなくなった今、税金を何に使ったか、無駄はないのか、これからどれくらい必要なのかということ、市民に対してよく説明する責任が自治体に出てきたという背景があり、説明責任を果たすためには、現金の収支だけでなく行政サービスにいくらコストがかかり、将来どれくらいの負担が見込まれるのかを示す「財政の見える化」が必要となってきた。

公会計は地方公会計改革（複式簿記・発生主義）が進められ、平成29年度中、つまり平成30年3月31日までには、平成28年度決算を基にした財務書類が作成され、ほとんどすべての自治体で「統一的な基準」による財務書類が公表されている。

久喜市においてもホームページ上で『「統一的な基準による財務書類の作成」と「固定資産台帳」の整備により、より分かりやすい財政情報を市民の皆さんに提供することが可能となりました』と書かれているが、以下3点伺う。

(1) 久喜市も、より分かりやすい財務書類の作成、開示のための基盤は整備できたと考える。

しかし本当に市民が知りたいと思っている事、市が市民に伝えたいことを効果的に伝達するためには、手元にある財務情報をどのように提供するかが大事だと考える。現在も広報誌など情報の開示をしているが、今後、他にも財務情報の開示の方法・内容の考えがあるか伺う。

(2) 新しい公会計導入に伴い、固定資産台帳の情報を共有することで、未利用資産が明らかになり民間事業者の提案や活用の促進ができると考える。固定資産台帳のデータを公表している自治体もあるが、久喜市としては、どのように考えているか伺う。

(3) 新しい公会計では、その年度の行政サービス提供のコストを算出できるため、市民にとっては、自ら受け取ったサービスのコストを査定し、負担のあり方について考慮できる。

今後、効率性を考えたり、類似団体と比較し問題点を探ることに役立てていく考えがあるか伺う。

③ 貴志信智 議員

1 電子入札制度を推進すべき

久喜市は、第2次行政改革大綱や、第2次久喜市情報化推進計画において、電子入札の推進を掲げている。現在は建設工事や、工事関連業務委託に限定して電子入札を実施しているが、電子入札の目的である「公正な入札」「事務手続きの削減」を達成するべく、更に実施を進めるべきと考える。そこで以下伺う。

- (1) 行政改革大綱には、平成 32 年度までの電子入札の推進に関して「継続的な検討及び、実施と方針」が示されている。現在の検討状況を伺う。
- (2) 建設に関わる入札では、契約金額によって電子入札の対象か否かが決まる。この場合に「金額」が基準となっている理由を伺う。
- (3) 「物品等」に関しては、非常に大きな契約金額であっても電子入札は実施されていない。電子入札の趣旨から考えると、契約の種類によって、一方では電子入札が実施され、他方では従来の入札が維持されていることは不自然であると考え。「物品等」に関しても、電子入札を実施するべきではないか。
- (4) 他の自治体では、契約の種類や、契約金額に関わらず、全ての入札を電子入札に移行した事例もある。時代の流れからすると今後は電子入札が拡大することは確実である。久喜市においても、最終的には全ての入札を電子入札にするべきと考える。現時点での見解を伺う。

2 RPAを活用し、市職員による定型業務を削減するべき

久喜市は職員数の削減計画を掲げ、実行してきている。財政的観点や情報技術の高度化などから、職員数削減の方針には賛同する。しかしながら業務量が変わらずに職員数が削減されることで、一人当たりの業務量が増えていく状況も懸念される。「定型業務」と言われるような業務を極力減らし、効率化を図ることが必要であると考え。つくば市では、民間事業者と連携し、RPAと言われるプログラムを試行し、「対象業務で約 8 割の時間削減が可能となる」、「ミスが少なく正確な処理が実現可能となる」との検証結果を発表した。そこで以下、市の見解を伺う。

- (1) これまで業務量削減のために行った施策実績を伺う。
- (2) 職員へのアンケート調査などを行い、定型業務の抽出し、削減の方法を検討するべきではないか。市の見解を伺う。
- (3) つくば市の事例を参考に、久喜市においても RPA などの技術により、業務効率化を図るべきではないか。市の見解を伺う。

3 除草費用を削減するべき

2018 年 6 月議会において、未利用地や、進展が無い事業に関連して長期に渡り保有している行政財産の除草費用が総額 600 万円以上にのぼることが明らかになった。市道や公園の除草なども含めると、毎年発生している除草経費は莫大なものになる。このような支出は出来る限り削減するべきで。また、一定期間雑草が繁茂する状況は安全上からも好ましくない。そこで以下伺う。

- (1) 過去 3 か年度（平成 27 年度、28 年度、29 年度）において市道の除草にかかった経費の総額を年度ごとに伺う。
- (2) 過去 3 か年度（平成 27 年度、28 年度、29 年度）において都市公園の除草にかかった経費の総額を年度ごとに伺う。
- (3) (1)、(2) の経費だけでなく、前議会で取り上げた未利用地、進展が無い事業に関連する行政財産に関しても、毎年発生する除草費用を軽減する方法を検討するべきと考える。所管に関わらず除草業務を一括発注し、スケールメリットを活かすなどの方策を検討するべきではないか、見解を伺う。
- (4) カバープランツや、防草シートなど従来の草刈りに代わる防草工法も研究が進んでいる。久喜市も防草工法に関して、長期に渡る費用対効果の検証を行い（もしくは既に行われている実証試験を参考に）、防草に関して市としての方針を定めるべきではないか。見解を伺う。
- (5) 前議会では、都市計画道路の予定地で除草など維持管理費が掛かり続けている行政財産に関して「利活用を今後検討する」と答弁を得ている。その後、どのような検討を行ったか伺

う。

- (6) 久喜北地区ヤマダ電機と、サイゼリヤの間の歩行者通路であるが、雑草の繁茂により毎年一定期間通行が出来なくなる。そのたび、担当部署に連絡をすることで対応して頂くが、そもそも久喜市が「通路」と指定している道が、毎年一定期間通行が出来ないこと自体が問題であるとする。経常的に通行が可能であるように、対策を取るべきとする。市の見解を伺う。

4 久喜市で使用している共通封筒の更新をするべき

久喜市役所の各部署で共通使用している封筒（平成26年度発行16万枚）の裏面には、市民歌の歌詞等が記載されている。市民歌は市民に愛される大切なものであるが、何年間にも渡る歌詞の掲載により、市民の方への周知は進んだとする。これ以上、現行のまま歌詞を掲載し続けることにどのような意味があるのか疑問である。そこで以下伺う。

- (1) 封筒の裏も、税金によって生み出された貴重なスペースである。広告枠として民間企業に開放したり、新たな行政サービスの周知に使用するなど、常に有効に活用出来る方法を考えてべきではないか。市の見解を伺う。
- (2) 2015年6月議会で、共通封筒裏面の活用に関して質問をしたところ「当面の間、現行のまま使用するが、何十年も同じものというのはいかがかと思う。その際は色々な面から検討する」との趣旨で答弁があった。封筒の更新時期について、現時点ではどのように考えるか、市の見解を伺う。

5 市内小中学校における児童の健康管理について

近年、夏季における気温上昇や、紫外線によるリスクが高まっている。（国立環境研究所によると熱中症患者は10年単位で増加している。また、気象庁によると紫外線量も観測以来、増加傾向であることが示されている。）そうした環境の変化に伴い、市内の小中学校でも積極的な対策を講じるべきとする。以下、市の見解を伺う。

- (1) 県内の高校では、1学期の終業式を放送にて行った学校もある。久喜市においては、今年度1学期の終業式において、どのような熱中症対策を行ったか伺う。
- (2) 終業式、始業式を含む全校集会等を体育館で開催するか否かを判断する客観的基準（気温やWBGTなど）を設けるべきでないか。
- (3) 夏に体育館で課外活動や、部活動を行う場合もある。大型の扇風機（工場扇など）は、現状どの程度配備されているか伺う。全ての学校に体育館でも使えるサイズの大型扇風機を配備する予算を確保し、熱中症対策を講じるべきではないか。
- (4) 水泳授業時にラッシュガードの使用や、日焼け止めクリームの日常的な使用を認めるなど、教育委員会から見解を発信するべきではないか。現在も個々の事情に応じて、学校と保護者のコミュニケーションにより対応をされているものと理解するが、明確な方針を打ち出す事で、より気軽に紫外線対策が可能になるものとする。見解を伺う。

④ 春山千明 議員

- 1 交通量の増えた市道久喜21号線の安全対策を早急にすべきですがいかがかお伺いします。
- (1) 通り抜け車両が増大した当該市道の状況をどのように把握しているのかお伺いします。
- (2) 通学路でもある市道久喜21号線は通り抜け車両を抑制する対策が必要だと考えますが

かがかお伺いします。

(3)「スピード落とせ」等の注意喚起は早急にすべきだと考えますが、建設部、市民部共に考えられる対応策はどのようなものがあるかお伺いします。

2 東谷橋道路上の雑草の刈り取りは適切な時期に行うべきですがいかがお伺いします。

(1) 東谷橋道路上の除草作業日は決まっているのかお伺いします。

(2) グリーンベルト上に草が繁茂し自転車等通ることができず、車のすれちがいが難しい状況が1か月以上も続き、通学路、生活道路として大変危険です。このような状況になる前に除草は行うべきですがいかがお伺いします。

3 ESR 久喜 DC を含む理科大跡地施設の現状と今後をお伺いします。

(1) ESR 久喜 DC について

ア 9月末竣工予定と聞いているが進捗状況をお伺いします。

イ 現時点でのテナントの情報を伺います。

(2) 再検討中の跡地活用計画の中の「子育て教育センター」「生涯学習センター」「児童館」「子ども図書館」等の検討結果はどのようなものかお伺いします。

4 市内小中学校の冬場の暖房管理は適切な状態を遵守すべきですがいかがお伺いします。

(1) 各教室に設置のストーブの使用の仕方は適切に行われているかお伺いします。

(2) ストーブが故障した場合の対応はどのようにしているのかお伺いします。

(3) 冬場のエアコンの使用状況を把握しているのかお伺いします。

(4) 教室内の空気検査において基準値を超えた場合は迅速に適切に対応すべきですが今までどのような対応をしてきたのかお伺いします。

(5) 教室内の環境衛生上、冬場の暖房はストーブの使用をやめエアコンで対応すべきですがいかがお伺いします。

⑤ 宮崎利造 議員

1 共助社会づくりを進める地域会議のあり方について伺う

現在の社会環境は、少子高齢化の進行、家族形態の多様化など、大きく変化する中、人間関係や地縁的つながりの希薄化が懸念されています。

又、熊本地震や西日本豪雨など全国的に大きな災害が発生しており、災害への対応や安全、安心な地域社会づくりを進めるためには互いに支え合い、共に課題を解決していく共助の精神が必要不可欠となっています。本市の地域会議事業はこの共助社会づくりを目的に前市長の主要事業の一つとして地域の活性化を図るための取り組みを検討、協議し、実施してきたと理解しています。

しかしながら、これまで実施してきた地域会議事業の一部には目に見えた成果が現れていないと感じられるものや、共助社会づくりに必要な継続性が感じられないものがあるなど多くの課題があると聞いております。そこで以下伺います。

(1) 地域会議事業のこれまでの取り組みと成果について伺う。又どのような課題が生じているか伺います。

(2) 課題を踏まえ、新市長として今後地域会議をどのようにしていく方針なのか市長の見解を伺います。

2 指定避難所の見直しについて伺う

今年は春から多くの台風が発生し各地で風雨による被害が起きている。特に7月以降は大型の台風が来襲し、西日本豪雨で甚大な被害にあった岡山県倉敷市真備地区では、洪水の状況は最深5mでほぼハザードマップ通りであったとの報道がありました。久喜市民も利根川が流れていることもあり、ハザードマップに強い関心をもっています。私が昨年9月議会でハザードマップの作成について伺ったところ、30年度を目途に策定し防災会議の承認を得て全戸配布との答弁でした。災害はいつ起こるか分からないものでありますから一刻も早いハザードマップの策定や、それに伴う指定避難所の指定の見直しが必要であります。そこで以下伺う。

- (1) ハザードマップの策定の進捗状況は。
- (2) 防災会議はいつ開催する予定か。
- (3) 指定避難所の見直しの状況は。

3 災害時（雷被害）における上水の安定給水について

最近の異常気象により雷による上水道施設への被害が増加傾向にあると聞いています。水道水は生活上、最も重要なものであり1日もかかすことのできないものであります。

そこで以下伺います。

- (1) 全国で水を扱う施設において、雷に対する防雷システムを設置している自治体が増えていると聞いているが、調査したことはありますか。
- (2) 久喜市として設置に向けて検討する考えはありますか。

⑥ 川内 鴻輝 議員

1 コスモスふれあいロードについて

コスモスふれあいロードは観光庁ランニングインフォメーション研究所の認定コースとなった。しかし、現状のままでは多くの改善点がある。

- (1) 上流のみの距離表示は、下流から走ってくるランナーに対して不親切である。下流からの距離表示を併記するか、コース全体の距離を併記すべきであると考えるが、いかがか。
- (2) 葛西用水路は鷺宮地区だけでなく、久喜地区にも続いているが、旧久喜市に入った途端に距離表示やコスモスの花壇がなくなる。合併から8年が過ぎたにも関わらず、久喜市内部で観光資源創出に向けて調整が進んでいないことは違和感がある。旧市町の縦割りを改善し「旧鷺宮町」だけに頼るのではなく「久喜市」として観光資源を創出する方向に舵を切るべきだと考えるが、市の見解について伺う。
- (3) コスモスふれあいロードの川側は凸凹が多く危険である。ロードを補修し、凸凹を極力なくすべきである。早急な補修が難しいようであれば、注意を促す表示をつけるべきだと考えるが、市の見解について伺う。
- (4) コスモスふれあいロードは県道さいたま栗橋線と交差する部分で片側が行き止まりになる。これについて、分かりやすい表示を付けるべきである。また、反対側もさいたま栗橋線をくぐる際に見通しが悪いので、ミラーを設置するか、注意を促す表示を設置すべきであるが、

いかがか。

- (5) コスモスふれあいロード上の仮設トイレの数が少なすぎる。少なくとも2.5kmに1ヶ所は設置すべきであるが、いかがか。
- (6) コスモスふれあいロード上に水道が全くない。少なくとも2~3か所は水道をコース脇に設置すべきであるが、いかがか。
- (7) コスモスふれあいロード上にベンチは設置されているが日陰がない。これでは直射日光が強い季節には、休憩所にならない。屋根を設置するなど日差し対策をした上で、休憩所を設置すべきであるが、いかがか。
- (8) 県道川越栗橋線との交差部分について、信号付きの横断歩道または歩道橋を設置すべきであるが、いかがか。
- (9) 県道加須幸手線との交差部分について、信号付きの横断歩道または歩道橋を設置すべきであるが、いかがか。
- (10) 東武伊勢崎線及びJR宇都宮線との交差部について、歩道橋を設置すべきである。不可能であれば、東鷲宮駅側のアンダーパスの迂回路を分かりやすく明示し、アンダーパスを通過後、再びコスモスふれあいロードへ戻るための経路を看板で誘導すべきであるが、いかがか。
- (11) コスモスふれあいロード上の距離表示に久喜市の特産品や名跡の写真・名称を起用し、スポーツ愛好者だけでなく、通勤通学などで通行する人々に久喜市のPRをすることを提案したい。市の見解について伺う。
- (12) コスモスふれあいロードは、スポーツ愛好者だけでなく、通勤通学の方をはじめ、多くの市民が利用している。夜間でも安心して通行できるようコース上に夜間照明を設置すべきであるが、いかがか。
- (13) ゴール地点を明記する表示がなく、コスモスふれあいロードは自然消滅している。少なくとも、スタート・ゴール地点にはコースの全体像を示した案内看板を設置すべきであるが、いかがか。
- (14) 現状では、葛西用水路の途中からコスモスふれあいロードが始まり、途中で終わっている。これでは、ランニングコースとして締まりがない。この状況を改善するために「コスモスふれあいロードジョギングコース」として、ジョギングコースに基づいた距離表示とし、上流及び下流の既存施設をジョギングコースの起点と位置づけ、その起点に基づいた距離表示設置に見直すことを提案する。市の見解について伺う。
- (15) 鷲宮図書館前もしくは鷲宮神社鳥居前が上流起点候補、下流起点候補として、青葉公園、エンゼル公園、太東中学校付近（トイレ等を空き地に整備が必要）、葛西橋付近の野球場を提案したい。市の見解について伺う。

2 久喜市総合運動公園の設備改善について

- (1) 子ども広場近くの駐車場、テニスコート近くの駐車場は、砂利の駐車場となっており、雨天時や夜間時に通行する際、危険である。特にテニスコートは、条例により、午後9時まで利用できることになっており、駐車場の舗装が強く望まれる。今後の市の見解について伺う。
- (2) 市長の所信表明にもあったが、久喜市が「市民ランナーの聖地」を目指す上で、久喜マラソンのメイン会場であり、久喜市の代表的なスポーツ施設である総合運動公園内の市民グラウンドに照明設備がないことは、大きな問題である。これからの季節、17時には暗くなる中で、仕事や学校終わりのサラリーマンや学生、スポーツ団体が運動できる場所を確保することは、安全管理や防犯対策の視点から捉えても、照明設備の設置は急務であると考え。市長の見解について伺う。

(3) 年間を通じて、総合運動公園内の市民グラウンドでは、サッカー、グラウンドゴルフ、陸上大会をはじめ、様々な種類のスポーツイベントが行われている。こうした中で、急病人の発生など不測の事態が発生した際、AED（自動体外式除細動器）の存在は、人命救助の視点から捉えても、非常に有効であると考えます。

市民グラウンド内にAEDの設置、もしくは希望者には、受付にてAEDの貸し出しを行うことを提案する。市の見解について伺う。

(4) 第二体育館には事務所と会議室以外、冷房施設がない。来年以降も続くと予想される猛暑を考慮すると、ロビー並びにメインアリーナに冷房設備を設置することは、安全管理の面から非常に有効であると考えます。市の見解について伺う。

⑦ 井上忠昭 議員

1 医療問題について

(1) 済生会栗橋病院について

ア 6月議会の答弁では、加須市に新病院として200床規模を、残りを現地での再整備案として検討してきたが、新病院を300床規模にしなければ返済や採算性から厳しいので増床も検討しているとあった。しかし、そのわずか2週間後には全協で、新病院を初めから304床で計画し、残りの25床に25床の増床をした上で、50床で現地にて介護や療養型で再整備するという話が説明されました。これは、7次計画の増床申請は25床であり、それは現地分としての増床であるとも示されています。

(この通告を行った後にまた全協が予定されており、今後もどのように話が動いていくのかはわかりませんが)この様に、確認するたびに新しい話になっている現状を市はどのように対応し、どのように評価しているのか。

イ これを前提にすると、救急部門を現地に置かないとも読み取れるのであるが、しかしこれが説明になると、実際に全協では現地の再整備案でそれ相当の救急には対応していくとの、院長からの回答があったという。その根拠はなにかをどう確かめたのか。有床診療所のような形を想定しているというのか。

ウ 改めて伺うが、計画されている3次救急やその前提につくった地域救急センターについてはどうなると市は把握しているか。救急に関して院長から「2次は救急として受けなくても、私どもは1次救急として必ず次の医療機関につなぐ流れを持っております」との回答があったとされていますが、これを前提にしても、3次はおろか、2次についても見通しがたっていないなかで、お願いだけが続けていくということか。また院長の言葉の意味をどう捉えているのか。

エ このような状況になってきている中で（私は前から一般質問で取り上げてきたことであるが）、いかなる形になっても救急の空白区をつくってはならないということが大前提である。これも改めて伺うが、新久喜総合病院と済生会栗橋病院がいろいろと協議をしている中で、久喜市が行政の立場でどうその中に入って、体制を築いていくかが現状ではより大切になってきていると思うが、考えを明らかにされたい。

(2) 三者協議会をどう生かしていくつもりなのか

医療体制等推進協議会、いわゆる三者協議会はどのようにこうした医療の現実の問題に機能しているのか。実際この協議会をどのような方向性に向けていきたいのか。地域全体を巻

き込んで医療問題を住民自らの問題として考えているところ、地域医療基本条例（地域医療を守り育てる基本条例）の形に結びつけているところなど、成功例をこれまで一般質問で示してきたが、その答弁では調査研究はされているようである。では久喜がこのような形がとれないのはなぜか。済生会栗橋病院一部機能移転問題が起こっている今こそ、本来の機能を果たすべきだと思うが認識を問う。

2 宮代町和戸横町地区における市街地整備について

- (1) 現時点で把握している宮代町の状況や久喜市としての動きについて伺う。
- (2) 久喜市として、受ける影響など細かなシミュレーションまではしていないと全協でお答えされていますが、当然にすべきことではないのか。市として考えられる想定出来るものを、ここで挙げられたい。また、それに基づいて影響を極力抑えられるよう交渉すべきと思うが認識を問う。
- (3) 近隣住民は当然ながら、一見接していなくても影響を受けるのは地域全体でもある。広く地域全体や、小学校も隣接しているため学校・PTA なども含めた説明を聞く機会はあるのではないかと認識を問う。

3 学校に関すること、および学校に係るボランティアについて

- (1) 体育館の暑さ対策について
学校体育館については、学校によりスポットクーラーや冷風機などで対応しているところも見受けられるが、構造上暑さが籠りやすいため高温のなかで使われている状況が見受けられる。これだけ猛暑の中で、各学校の現状や今後の対策について認識を問う。
- (2) 学校予算とPTA 予算について
久喜市に限ったことではないが、多くの学校は自治体からおりてくる公的な学校予算が足りない状況にあるので、これも半ば公にPTA 会費に頼っているところが多い。PTA の存在が問われたり、活動や人集めなどに難しい現状もある中で、また地方財政法に照らしてもこの状況を、私は大いに問題があると思っているのだが、認識を問う。
- (3) 剪定後の処理について
学校の草取りや伐採については多くのボランティアに頼っている現状がある。地域の皆様やPTA 保護者のご協力があって成り立っているのであるが、ボランティアの皆様や学校が困っている問題に剪定後の処理問題があり、これは特定の学校に限った問題ではないことがわかる。草については指定袋に入れてゴミとして出すことはできるが、伐採した枝などについては敷地内に置いてある学校もあり、処理に困っていたり、これもボランティアに頼っているところもある。本来的には全体として考える問題であるのではないかと認識を問う。
- (4) こうした作業中やボランティア全体のなかで起こりうる怪我はどのような扱いになるのか。
- (5) 公のために汗をかいて頂いているボランティアの皆様への立場に立って感謝すべきところを、理解や配慮が足りないと思えることが多いように思う。ボランティアを頼ることが当たり前になっていないか。また、ボランティアを行うにもいろいろな問題に接することを理解しているのか。きちんと問題に向かいあっているのか。（今回の質問は学校の問題として出しているのですが）、伐採や、安心安全の見守り活動など行って頂いているボランティアの方々に対する意識を問う。

4 東京理科大学の跡地利用としての生涯学習センターなどの整備について

東京理科大学跡地活用計画の中で、生涯学習センター、児童館、子供図書館が予定され、3 1

年4月の開館に向け、多くの市民の方々や様々な団体の方々が期待をし、具体的にどう活用をして活動をしていこうか、考えているところも多かったと聞いています。しかし、今回の選挙において梅田市長が「立ち止まって考える」とされたもののひとつとして、今後の方針は示されていません。そこで以下、伺います。

- (1) 給食センターを除く東京理科大学の跡地利用についての方針はいつ示されるのか。
- (2) 生涯学習に係る多くの団体の方々がこれを不安に思い、要望を出されている。これをどう受け止めているのか。また久喜市は高齢者大学や市民大学、またそこで学び、そこで仲間になった現役や、卒業生、地域の生涯学習に係る方々が市民まつりを作り上げ、ゆうゆうプラザを支えるなど、私は久喜市を「生涯学習のまち」、「全国に誇れる生涯学習の先進地」と思っているのだが、梅田市長の久喜市の生涯学習についての認識を伺う。
- (3) 梅田市長の選挙時の考えから、学校の誘致や民間活用を考えていることが示されていたと思うが、具体的にその動き（誘致出来る学校を探しているというような）をしているということか。

5 職員体制について

- (1) 防災関係部署に退職自衛官採用を考えては

これだけ災害が多くなっていること、そして安全対策は目標ではなく絶対である以上、災害対応のプロとして退職自衛官を地方公共団体の防災、危機管理担当者として採用しているところが増えてきている。久喜市も積極的に検討をすべきではないか。各地区の災害対応をみても、平時に対応出来ているものが緊急時に機能するとは限らないことがわかり、緊急時を想定して訓練を受けている人材を確保しておく意義は大きい。認識を伺う。

- (2) 東公民館の責任の所在について

久喜東公民館の館長は、中央公民館館長が兼務しているが、これでよいのか非常に疑問である。公民館が地域と密接に係りを持っていることや、公民館が本来果たすべき役割から考えても現状を私は問題視しているのと同時に、大きな行事（行事は当日行われるのがすべてではないはずである）や災害時の避難者受け入れなどで責任の所在をどのように考えているのか。公民館自体をどう考えているのかといってもいい問題でもあるが、人事全体の問題として問う。

6 提燈まつりとゴミ問題

今年の提燈まつりも7月12日、18日に開催され、市内外から多くの方々が来られて大いに賑わいをみせた。久喜市が誇るこのまつりに対しては素晴らしい評価があった一方で、今年は特に終了後のゴミの問題が、その評価を下げてしまったことがとても残念に思えた。SNSを通じて、「このゴミ、やばすぎ」とか、私個人にも「なんとかしろ」というご意見を複数頂き、(私自身も)まつりの当事者として参加していたので、駅前だけであったが、そう言われるゴミの現状を確認している。市も現状を把握していたか。例えば久喜市民まつりでは、あれだけの規模でありながら一切ゴミがない状態をつくり出している。これだけ素晴らしい評価を受けている久喜提燈まつりを、来て頂いている方々に、終了後のゴミの散乱でがっかりさせてしまったことをしっかり受け止め、久喜市の立場からも対策を講じるべきであると思う。認識を伺う。

7 道路標示の引き直しについての考え方

(これまで多くの議員も取り上げてきた)道路標示が消えている、もしくは消えかかっている箇所について、考え方を改めて聞きたい。当局の考え方とすれば、限られた予算の中で当然優先

順位もあるのかもしれないし、具体的な箇所を関係部署との調整の中で決めて行かれるのかもしれない。しかし、実際に事故が起こっている箇所や起こりうる危険がある箇所、通行量が多かったり、通学路で要望の多い箇所は、遅ればそれだけ危険度が増した状態を放置しているのと同じことではないのか。例えば、優先路線を錯覚しやすい路線（便宜上、例として市道久喜 8063、8064、208 号線の交差する地点）があって、停止線が消えていれば危険度があるとは考えないのか。当局の認識を問う。

【第4日目 9月12日（水）】

① 平 沢 健一郎 議員

1 ブルーフェスティバル及びあやめ・ラベンダー関連施設等整備事業、植栽維持管理事業等について問う。

6月3日から6月24日まで第24回あやめ・ラベンダーのブルーフェスティバルが開催された。菖蒲総合支所前などでラベンダーの植え替えが行われ、9000株になった。菖蒲城趾あやめ園では、10,000㎡の敷地に50品種16,000株の花しょうぶが咲いた。開催期間中の来場者は、昨年度より1万人減って18万人になった。今後について以下を問う。

- (1) あやめ園では、株の植え替えや色分けが行われ、菖蒲総合支所前のラベンダー園やしらさぎ公園では、ラベンダーの植栽が行われた。あやめ、ラベンダーの生育で今年度取り組んだ内容を問う。
- (2) 以前は40万人以上あったブルーフェスティバルの来場者が、近年20万人で頭打ちである。花の育成にかかわらず、来場者が伸びない原因はどこにあると考えるか。
- (3) 現在は日本各地で花のイベントは開催されており、近隣では嵐山町で千年の苑ラベンダー園が開園する。花のイベントで集客できる時代はすでに終わっており、戦略的な思考は必要である。ブルーフェスティバルの集客範囲とライバルとなる花のイベントは想定しておくべきである。市はどのように想定しているのか。想定がないならば、ブルーフェスティバルの周辺環境についての考え方を問う。
- (4) 菖蒲地区の地域会議において、その多くがあやめ・ラベンダーに費やされてきた。平成30年度事業では、あやめ・ラベンダーの施設整備等の充実で地域資源活用調査委託が行われ、樹木医の塚本こなみ氏、ガーデンデザイナーの吉谷桂子氏から調査報告が行われた。その内容と市の評価を問う。また、今後の取り組みにどのように生かすのか。
- (5) 地域会議では、平成29年度の菖蒲地区観光マップ「ゆったり菖蒲さんぽ」の作成や平成30年度の地域資源活用調査委託など、地域振興のための事業が行われている。市は、久喜市の地域会議事業をどのように評価し、平成31年度以降、どのようにしていくのか。
- (6) 近年のあやめ・ラベンダーの関連する事業について、育成を中心に強化してきたことは評価する。しかしながら、この事業を継続し発展するには、担当部署や責任の所在が分かれる組織の問題、対処療法的な一貫性のない事業展開、ノウハウの蓄積や人的資源の問題に直面している。今後の事業展開として、計画を立て予算を措置する必要が求められる。市の考えは。

2 本多静六顕彰事業と三箇小学校の寄せ植えの松について

市長の所信「シティセールスを推進し、久喜市の魅力を世界に発信」において、本多静六博士の全国に向けた情報発信と（仮称）本多静六記念・市民の森・緑の公園の整備をあげている。

- (1) 市は本多静六顕彰事業を行っているが、この事業を推進するに当たり市はどのように取り組んでいるのか。
- (2) 市長が所信において、全国に向けた情報発信とあるが、昨年度までと何が変わり、どのように本多静六博士をひろめていくのか。

- (3) 昨年度、埼玉県から本多静六賞を博士の母校である三箇小学校が受賞した。この三箇小学校の昇降口の前には、静六博士の指導のもと植えられたとされる赤松五本からなる「寄せ植えの松」がある。この松の管理はどのように行っているのか。
- (4) 「寄せ植えの松」は、全国でも珍しく、造形的にも評価が高いと聞いている。このような松を久喜市の宝として保存していく必要があるのではないか。市の文化財として位置づけ、後世に引き継いでいく必要があると考える。市の考えは。

3 CO（一酸化炭素）中毒事故の防止と今後の対策

7月19日、花と香りのふれあいセンターでCO中毒事故が発生した。CO中毒事故の多くは業務用の厨房で発生しており、事故原因の多くは、機器の経年劣化や換気が不十分なため、燃焼器具が不完全燃焼を起こしCOを発生させたものだ。ひとたびCO中毒事故が発生した場合多くの人を巻き込み、甚大な被害を及ぼす可能性があることから、再びCO中毒事故が起こらないようにすることが重要だ。

- (1) 花と香りのふれあいセンターでの事故原因と今後の対応について、市の考えは。
- (2) 市内の厨房設備等で、ガス機器の使い方をどのように周知徹底していくのか。
- (3) 市内のガス機器は古い機器が散見される。最新の機器は安全性が高まっており、設備の更新など安全対策を行うべきだが、市の考えは。
- (4) CO事故に対し、COを検知する警報器である業務用換気警報器がある。施設によっては、警報器の設置も考えてはどうか。

4 栢間沼他近隣の湖沼の管理について

栢間沼や周辺の小林沼、弁天沼は釣り禁止になっている。しかしながら、釣り禁止の看板は引き抜かれ捨てられるなど、栢間沼他では釣り人とのトラブルが絶えない。また、不法投棄も多くその対応に苦慮している。

- (1) 今までの管理状況について問う。
- (2) これまでの施設整備について問う。
- (3) これまでのトラブル状況について問う。
- (4) 今後の管理方法や対策について問う。

② 成 田 ルミ子 議員

1 妊娠から子育てまで一貫して担当する総合部局の必要性を考えるがいかがか

少子化問題、児童虐待などの緊急を要する家庭への対応や子どもの貧困対策など、子どもを取り巻く環境が著しく変化してきている。子どもや、子育てを支援するために、迅速かつ的確に対応するには、関連施策や事業をできるだけ集約し、総合体制への再整備が必要であるとの考えから以下伺う。

- (1) 健康増進部が所管する「子育て世代包括支援センター」について

ア センター開設後の相談数は。

イ 相談の内容はどのようなものがあるか。そのうち、福祉部子育て支援課等、健康増進部以外の部局が、所管する分野での相談についてはいかがか。

ウ 継続的に、妊娠、出産、子育てのサポートをするには、福祉部子育て支援課との連携は

欠かせないものと思うが、どのような形をとっているか。

- (2) 久喜市が発行した子育てガイドブックの1ページにある主な問合せ先一覧の担当部署を見たらわかりやすいのだが、ガイドブックをそのまま総合部局とイメージしてほしいがいかがか。

2 いちよう通り安全対策について

春日部久喜線の跨線橋の開通により自動車の通行量に大幅な変化が出てきたいちよう通りである。

通行量が増えたために、いちよう通りを挟んでいる住宅地からの横断や、右左折ができにくくなってきた状況を改善するため、信号機設置の要望をはじめ、安全対策については2016年9月議会においても取り上げてきた。

- (1) 東3丁目の交差点の信号機設置の要望の今後の見通しを伺う。
- (2) いちよう通りの六間道路から駅方向に向かう道沿いの約100メートルが暗い。道路照明灯も極端に少ない。改善を望むがいかがか。

3 宮代町和戸横町地区の市街地整備について

圏央道を活かしたまちづくりの推進は、大いに行っていくべきものと考えているが、宮代町が行う和戸横町地区の開発は、久喜市との市境に面しており、近隣住民にとっては、住環境に与える影響を最小限とした開発にして欲しいとの数々の要望が出ている。7月22日に東公民館で開催された住民説明会は会場が満員となり、住民の関心の高さをうかがい知るものとなった。

- (1) 和戸横町地区に隣接する地元の久喜第6区（みずほ団地自治会）では、市の職員にも同席いただき、この開発にかかわる集会を8月25日に行った。
住民の不安や要望など、和戸横町地区の開発に関し、意向が固まった集会であったかと思うが、市は住民の意向をどのように理解したか伺う。
- (2) 住民説明会では、久喜市に隣接する部分に防災、特に防火のために公園緑地を設置してほしいとの意見が出た。未だどのような企業が出てくるのかわからない中で、緩衝地帯としての公園緑地は必要不可欠であるが、市の考えを伺う。
- (3) 市では緩衝地帯としての公園緑地設置実現のために宮代町や事業主体業者とどのような取り組みができるか。そこには、地元の久喜第6区（みずほ団地自治会）と協働して取り組むことの大切さを感じるが、いかがか。
- (4) 和戸横町地区近隣には、児童生徒の通学路がある。今後工事車両や、企業の車両など交通の変化が予想されるが、どのような対策を取っていくか伺う。

4 ミストシステムの増設について

- (1) ミストシステムが設置され2年。駅前デッキの下、バス乗り場など、可能な場所にミストシステムを延長してはいかがか。
- (2) ミストシステム設置による効果をどう見ているか伺う。
- (3) 延長にかかる設備投資はどのくらいかかるか伺う。

③ 並木隆一 議員

- 1 少子高齢化・人口減少社会において、久喜市として、どう持続可能な地域社会を維持し、創造していくのか。

「久喜市総合振興計画」によると、平成34年(2022年)の目標人口を150,900人としており、人口15万人台はなんとか維持していこうとしている。平成34年の、年少人口10.6%、生産年齢人口57.8%、高齢者人口31.6%となり、少子高齢化社会はさらに進行しており、楽観的な将来予測は厳しい時代であり、現実と将来を見据えた政策が求められ、そのなかで久喜市として、持続可能な地域社会をどう維持し、創造していくべきか、以下質問する。

- (1) 人口減少に歯止めをかけるための、さまざまな施策が実施されているが、効果は上がっているのか。

また、人口減少が止まらないなかで、久喜市の将来負担を、少なくなる子供や孫の世代に付け回しをする政策で良いのか。

- (2) 財政健全化比率(実質公債費比率・将来負担比率)は改善されてきているが、今後大規模事業や公共施設老朽化対策事業、さらに社会保障費の増加を控え、財政的に、健全化を維持していけるのか。

財政計画にみる、市税の収入見込みと、地方交付税等の予測、財政調整基金残高の見通しは。

生産年齢人口(労働人口)が減少していくなかで、税収確保のための施策は。

- (3) 少子高齢化・人口減少社会は、久喜市だけでなく、近隣自治体でも同様な事態を迎える。

将来の財政負担の軽減を考えると、広域行政も視野に入れるべきでは。

- (4) 人口減少しているなかでも、市街化調整区域での住宅増加が続いている。世帯数は増加しているが、一世帯当たりの人口減、空き家、空き地の増加による市街化区域内のスプロール現象が起きている。将来への影響、そして対策をどう考えるか。

住宅供給過剰社会において、「開発規制の緩さ」が必要なのではなく、街のまとまりの良さを形成・維持できるような「住宅の立地誘導」こそが、必要不可欠な政策では。

2014年8月、「都市計画」の見直しとして、「立地適正化計画」制度が創設されたが、久喜市ではその検討はしないのか。

- (5) 圏央道開通による久喜市の交通利便性の向上、諸計画道路の開通を控え、土地の利活用は計画性をもって、産業立地等の推進を図るべきでは。

理科大跡地で計画している、インキュベーション施設の整備等による、起業家の育成や中小企業家への支援をうたっているが、新産業育成のための、具体的な施策は。

- (6) 現在ある公共施設を将来にわたり、良好に維持管理していくために、公共施設アセットマネジメントの実施計画、さらに、公共施設のスクラップ&ビルドの実施が喫緊の課題であり、財政的裏付けが求められるがその対策は。

- (7) 団塊世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年から2035年までの10年間は医療・福祉・介護等の社会保障費の大幅増は避けられず、今から対処すべき時である。このことに耐えられる財政基盤の安定のため、どのような見通しをもっているのか。

- (8) AI(人工知能)・ロボットが社会や家庭に入ってくる時代であり、避けては通れない。

働き方も変わる。今後求められる職員の資質は。

- (9) 地域のコミュニティの中核をなしているのは、各自治会であり、地域の活性化には自治会活動は欠かせないが、支援は十分か。また、行政側として便利に使っていないか。

- ア 「一人暮らし」世帯が大幅に増えるなかで、「孤立」や「孤独」への対応の一つとして、地域でコミュニティの集える場の提供が必要では。
- イ 自治会にはその歴史や成り立ちがあるので、自治会世帯数の標準化ができていないが、自治会制度存続のために、自治会の適正規模があるのでは。
また、自治会加入は任意であるが、災害時への対応等のためにも自治会加入に強制力をもたせられないのか。
- ウ コミュニティ活動団体は増えているのか。また、活動団体支援策は現実に即しているのか。

④ 川 辺 美 信 議員

- 1 介護保険制度改革によって、要介護者が必要とするサービスを低下させてはならない
- (1) 特別養護老人ホームの入所資格が、要介護3以上の認定者に限定されました。2016年度の決算資料をみると久喜市民の待機者数の推移は、2014年度476人、2015年度224人、2016年度183人となっています。現在の待機者数を区分ごとにお伺いします。
- (2) 重い認知症状のある要介護1、2の人でも入所できる「特例入所」が認められています。市内事業者において「特例入所」を実施している事業所数と入所者数をお伺いします。
- (3) 2015年の介護報酬改定によって、介護職員の平均賃金が4800円増の22万8300円となりましたが、全産業平均の33万3700円からは程遠い金額です。厚生労働省は、2009年度から2015年度にかけて4回の介護報酬を改定し4万3千円の賃上げがあったと説明し、2017年4月には介護職員の給与を1万円程度引き上げる処遇改善加算を行ったとしていますが、基本給は合計で1万3千円程度の増加に留まっています。加算を設けても加算を算定できる事業者が限られていることや、介護報酬本体が削減されているため、基本給まで回らない中で、介護職員の処遇改善は進まず、人手不足が深刻な状況となっています。介護職員の処遇改善に自治体独自の財源を使って、人材を確保すべきと考えますがいかがですか。
- (4) 障がい者が65歳になると介護保険が優先適用され、サービスの利用に際してこれまで負担がなかった住民税非課税の人でも負担が発生することになります。しかも、要介護認定により給付上限が設定されるため、65歳以前よりサービスが十分利用できなくなるという問題(いわゆる65歳問題)が生じています。共生型サービスの創設により、障がい者が65歳以上になっても、これまでと同じ事業者からのサービスが継続できたとしても、負担増によってサービス利用そのものが抑制されては意味がないと考えますが、市の見解をお伺いします。
- 2 久喜駅西口(北側)階段に手すりの設置を
- (1) 6月議会において、久喜駅西口階段(北側)の上り口に手すりの設置を求めましたが、市の答弁は「JR東日本の財産であり、設置の要望を引き続き行っていく」とありました。6月議会以降、JR東日本に対して設置の要望をされたと思いますが、その回答についてお伺いします。
- (2) 久喜駅西口と東口の階段には、それぞれエレベーターとエスカレーターが設置されています。エレベーター(東口階段)とエスカレーター設置に対しては、久喜市から補助金が支出されていると思いますがいかがですか。
また、2016年度決算書にはエレベーター・エスカレーターの保守点検業務委託料が407万

9376 円計上されています。JR 東日本及び東武鉄道の財産である階段に設置してあるエスカレーターの保守管理については市の税金を投入できても、西口階段（北側）に手すりが設置できないことの違いについて説明を求めます。

(3) 高齢や障がいのある方たちにとっては、2段や3段だけでも階段を昇り降りする際には手すりがないと不安だと訴えています。早急に設置すべきと考えますがいかがですか。

3 平和教育の推進に向けて、被爆アオギリ二世を市内の小・中学校に植樹すべき

広島市では、広島市の平和の心をいつまでも忘れずに伝え、平和を愛する人の輪を広げていくことを目的に、被爆アオギリ二世の苗木を配付しています。また、久喜市が加盟している平和首長会議では、被爆樹木の苗木配付申請制度もあります。

戦争の悲惨さ、とりわけ核兵器の恐ろしさを子どもたちにきちんと伝えるためにも、被爆アオギリ二世を市内の小・中学校に植樹して平和教育を進めるべきと考えますがいかがですか。

(参考)「被爆アオギリ二世」とは、爆心地から北東 1.3 kmにある旧広島通信局の中庭で被爆した被爆アオギリは、爆心地側の幹半分が熱線と爆風により焼けてえぐられましたが、焦土の中で青々と芽を吹き返し、被爆者に生きる希望を与えました。その後、昭和 48 年に平和記念公園内に移植され、今でも樹皮が傷跡を包むようにして成長を続けており、被爆アオギリ二世は、このアオギリの種から育てられたものです。

4 久喜提燈祭りに特別観覧席(棧敷席)を久喜駅西口駅前ロータリーのタクシープールに設けて、入場券をふるさと納税の返礼品としては

久喜提燈祭りは、久喜市が誇る勇壮なお祭りで、一度見ればその迫力に驚かされ、毎年多くの観光客を楽しませています。久喜市を代表する久喜提燈祭りを、もっと広く宣伝するために、勇壮な提燈祭りを内側から見学できる特別観覧席(棧敷席)を久喜駅西口ロータリーのタクシープール内に設けてはいかがと考えます。その特別観覧席の入場券をふるさと納税の返礼品とすることで、広く全国に発信できると考えますがいかがですか。

5 国民健康保険制度の個人番号化とオンライン資格について

厚生労働省は、2020 年末までに国民健康保険証の被保険者番号を「世帯単位」から「個人単位」に切り替えようとしています。これによって、患者が保険証を医療機関の窓口で提出すると「オンラインで瞬時に資格確認」がされることとなります。また、マイナンバーとの併用によって「特定健診データの閲覧」も併せ持つものとなります。そこで、次の項目についてお伺いします。

(1) 2018 年度は、オンライン資格確認、特定健診データ閲覧などの設計開発がスケジュールに示されています。保険者が準備するものは「保険者システム改修」(順次対応)とありますが、進捗状況についてお伺いします。

(2) 今後のスケジュールはどのように進めるのか、お伺いします。

(3) 自治体での役割はどのようなものがあるのか、お伺いします。

⑤ 鈴木松蔵 議員

1 U字溝の蓋かけについて

(1) U字溝の蓋かけの要望が多い、市としてどう整備していくのか。

- (2) 整備の順番について、どのようになっているのか。
- (3) 要望された箇所と実施された達成の度合いは。
- (4) 久喜市東六丁目地区内で要望があったが、整備されたところと整備されていない部分がある。今後の方針を伺う。
- (5) 北青柳本田と北青柳新田を結ぶ道路（市道久喜215号線）は、新田側は整備されているが、本田側は未整備である。せめて、U字溝（水路というもの）に児童の安全のためにも、蓋かけをお願いしたいが整備の予定について伺う。

⑥ 猪股和雄 議員

- 1 性的マイノリティ（LGBT）の人々が、同じ久喜市民として安心して暮らしていけるために
 - (1) 久喜市として、LGBTの人々のパートナーシップ制度を作るべきである。すでに世田谷区、渋谷区をはじめ、全国で10以上の市区でパートナーシップ認証（登録・宣誓・証明など）制度が実施されている。県内ではさいたま市が制度化の方針を明言しており、千葉市では同性婚とともに事実婚も対象に含める方針と伝えられている。今後、大きく広がっていくと考えられる。

性的マイノリティの人々の人権を実現し、地域における生きづらさを解消していくために、久喜市も早急に“制度化”していくべきである。制度化にあたっては何よりも市長の政治姿勢が問われるのであって、梅田市長の見解と方針を明らかにされたい。
 - (2) 6月議会で、教育分野における取り組みとして、市立図書館への関係図書の配架、学校図書室への関係図書の配架、学校内へのポスターの掲示、文科省の「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教員向け）」の周知徹底、管理職を初めとして全教職員を対象とした研修、中学校の制服（標準服）の選択制等についての対応、トイレの使用法の改善等々を求めた。教育長から積極的な姿勢に立って取り組んでいく、また校長会で話していく等の答弁があった。その後、どのように取り組んできたか。
- 2 認知症などによる徘徊で事故に遭った場合に備えて、市で「徘徊保険制度」に加入するべきであるが、いかがか。
 - (1) 市内で、認知症等による徘徊高齢者・障害者の行方不明の発生状況を把握しているか。発生件数、防災くきへの依頼件数、発見件数と、高齢者・障害者の内訳を明らかにされたい。
 - (2) 徘徊高齢者探索システムの登録利用者は6人だけで、ニーズはあると考えられるのに増えていない。家族やケアマネージャー等への働きかけはどのようにしているか。なぜ増えないと考えるか。
 - (3) 認知症の方が起こした事故で他者に損害を発生させた場合、本人または監督義務者が賠償責任を問われることになる。しかし現実には「監督」や賠償が困難または不可能である場合が多い。それに備えて、自治体が一括して「徘徊高齢者個人賠償責任保険」に加入して保険料を負担したり、合わせて損害賠償請求に対して給付金を出す救済制度を作る自治体が広がっている。将来、高齢者の2割が認知症になるといわれる中で、個人や家族の責任にとどめずに、発症しても安心して暮らせるまちにしていくのは社会の責任である。介護保険外の一般高齢者福祉事業として、久喜市で加入するべきと考えるが、見解と方針を問う。

3 公共施設の屋根や市有地の遊休地に太陽光発電システムの設置を進めるよう求める。

これまでに久喜市内の公共施設の屋根等21か所に太陽光発電システムを設置して、その施設での利用や売電を行ってきた。電気購入量の削減、電気料金の節減、遮熱効果、公共施設や遊休公有地の有効活用などの観点から、さらに積極的に進めるべきであるが、方針を問う。

(1) これまでおもに、新施設の屋根等に設置してきたが、今後設置を進める場合、

- ・既存の公共施設や小中学校の屋上などに設置して発電した電気を消費し、余剰電力を売電する方式
 - ・「屋根貸し」で賃貸料収入を得る方式
- が考えられる。

いずれの方法でも、市にはメリットが大きいと考えられるが、見解を問う。

(2) 設置可能な公共施設を検討するよう求めるが、いかがか。

(3) 屋根貸し事業者を公募（プロポーザル）して設置を進めてはいかがか。

4 小中学校体育館にエアコン設備の設置を進めるべきではないか。

夏期には“命に関わる”猛暑、酷暑が常態化する中で、児童生徒の健康と安全のために、体育館にエアコンの設置を進めていただきたい。冬期や卒業式などでは大型ストーブを置いても、厳寒の中で寒さをこらえながら使用しているのが実態であり、エアコン設置のメリットは大きいと考えられる。

市内の毎日興業アリーナ（第1体育館）、埼玉県障害者交流センター体育館にはエアコンが設置されている。小中学校体育館にも設置を検討するべきではないか。方針を問う。

5 市長交際費支出額は、3年連続で県内40市中3位を維持し続けている。削減を進めるべきであるが、方針を問う。

(1) 他市の多くが市長交際費削減を進めている。久喜市も昨年度25万円ほどの削減をしたものの、県内3位は変わっていない。削減を進めている他市と、久喜市の支出基準、実際の支出の対象と判断、削減の考え方などに、どのような違いがあるか。

(2) 久喜市の市長交際費支出が、今年5月、6月は昨年よりも増加している。7月分は減額となったものの増加傾向にあり、このままでは今年度はさらに増加していくと思われる。支出増の理由をどう分析しているか。

(3) 市長交際費支出をできるだけ（大幅に）削減していこうという考えはあるか。

(4) 以下の具体的な項目の見直しについて、見解を問う。

ア 市民団体等のイベントや会合に出席する場合に、会費の有無や飲食の有無にかかわらず、また、あいさつだけして退席する場合でも、会費や儀礼的なお祝い金を出すのが通例となっているが、これを見直すべきではないか。

イ 小中学生が大会等に参加して市長を“表敬訪問”した際に、団体または個人に図書カードを渡すのが通例だが、教育委員会表彰（副賞）等との重複となっており、見直すべきではないか。

ウ 公職者（一部は親族）の香典は支出基準に定められて、すべて市長交際費で支出しているが、見直すべきではないか。（たとえば、さいたま市は生花を出して、香典は個別に、市長の私費または出さないなどの判断をしている）。

エ これら以外に、見直し、削減の考えがあれば示されたい。

6 教育委員会で、情報公開請求に対する「情報の隠蔽または改ざん」と考えられる事件があった。教育委員会と情報公開担当部局の見解と認識を問う。

(1) 2017年9月に、小中学校エアコン設置事業で、予算制度に反して契約と工事が進められた事件に関して、田中市長以下の職員とS弁護士との相談記録の公開請求を行ったところ、「弁護士相談結果報告書」が公開された。該当文書は「相談概要」が付されていたが、発言者名や発言内容の趣旨だけをまとめたものであった。しかし本来、この文書には個々の発言者名ごとにそれぞれの発言を逐次記載した文書があったのであるが、当時、その文書は「ない」とされた。

しかし今年7月にあらためて、発言者名ごとの発言の記されたものを情報公開請求したところ、「それらしい文書」が見つかったものの、「公開することにより、率直な意見の交換が損なわれるおそれがある」等の当該弁護士の意見によって非公開とされた。

ア 今回の請求で発見された文書が、昨年の公開請求の段階では、個々の発言記録の情報は存在しないとされたのはなぜか。

イ 「弁護士相談結果報告書」に付された「相談概要」にはもともと個別発言記録が付いていたものが、いずれかの時点で、発言者名ごとの発言を記録した文書から、発言者名のない相談趣旨だけをまとめた文書に差し替えられた形跡がある。教育委員会および情報公開担当部局の見解と認識を問う。

ウ 今回、発言者名の記された文書は、「紙ベース」で発見されたが、教育総務課長によると、「電子データ」はすでに廃棄・抹消されているとのことである。わざわざ電子データを廃棄・抹消した理由と、いつの時点で廃棄・抹消したか、明らかにされたい。

(2) こうした経過は、公文書の隠蔽または改ざんと言わざるを得ないものであるが、教育長および市長の認識、見解を問う。

(3) 個別発言の記された原文書をもとにして、「概要」をまとめた場合、わざわざ廃棄・抹消する必要はないはずであって、むしろ将来、「概要」の原記録を確認する必要が生じた場合に備えて、公文書として保存しておくべきものである。公文書管理および情報公開担当部局の見解を問う。